

---

第2回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年3月7日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和5年3月7日 午前9時開会

- 日程第1 提案理由の詳細説明  
日程第2 質議  
日程第3 委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 提案理由の詳細説明  
日程第2 質議  
日程第3 委員会付託
- 

出席議員 (10名)

- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄   | 2番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹   | 4番  | 内 藤 眞 一   |
| 5番 | 高 橋 英 次   | 6番  | 安 部 誠 也   |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番  | 安 部 丘     |
| 9番 | 平 石 玲 児   | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
- 

欠席議員 (なし)

---

欠員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 山 内 孝 之

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭 副 町 長 奥 田 弘 樹  
教 育 長 大 谷 哲 也 教 育 次 長 石 飛 幹 祐  
総 務 課 長 那 須 忠 巳 防 災 危 機 管 理 室 長 長 島 淳 二

会計管理者	那須和博	基幹支所長	和田真一
まちづくり推進課長	藤原清伸	まちづくり推進課 総括監	門脇貴子
産業振興課長	植田勉	産業振興課総括監	藤原一也
保健福祉課長	小玉千恵	福祉事務所長	安部農
住民課長	永井あけみ	建設課長	森山篤
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男

---

### 欠席した職員の氏名

なし

---

### 午前9時0分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、昨日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。

議案第29号、令和5年度飯南町一般会計を議題といたします。予算書土木費から引き続き担当課長の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第29号、令和5年度飯南町一般会計予算、歳出、土木費から説明をいたします。予算書83ページ、概要書42ページです。

款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費。土木総務臨時管理費につきましては、引き続き建設業担い手確保対策事業、除雪機械運転資格取得支援補助金により、引き続き担い手確保の支援を行ってまいります。

各種負担金は、期成同盟会等例年並みの負担金です。

次に予算書84ページ、概要書43ページです。項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。道路橋梁総務経常管理費は、例年並みの事務費です。

県道等改良負担金は、防災安全交付金事業県単急傾斜地崩壊対策事業、上市上の工区ですが、これの工事に伴う負担金、そして、神戸川改修に伴います町道改良県へ委託する負担金を計上しております。

次に、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費につきましては、前年並みの道

路維持管理費と、今年度災害復旧事業に振り分けておりました会計年度任用職員の人件費、そして事務費について計上しております。これにより対前年1千万円余増額となっております。

次に、道路橋梁維持臨時管理費につきましては、前年同額の応急修繕費です。

道路除雪事業につきましては、除雪車両の維持費と除雪作業委託費です。400万円余増額となっております。これにより次年度も円滑な除雪対応に努めてまいりたいと思っております。

次に、除雪機械整備事業につきましては、更新計画に基づきまして、昭和60年に購入した5t級の車両の更新と、歩行除雪機1台について購入する予算を計上しております。

次に、道路維持修繕工事につきましては、前年同額の維持修繕工事費を計上しております。

概要書の方、44ページになります。水力発電周辺地域交付金事業につきましては、平成30年から実施しています長谷地内の頓原長谷線の舗装修繕を実施する予算を計上しております。5年度が最終年となります。

橋梁長寿命化事業につきましては、16橋の橋梁点検を実施するための委託料を計上しております。

法面等災害防除事業につきましては、本年度中止いたしました小田、八神工区と新たに谷の程原工区を追加した測量設計業務費用を計上しております。

次に、予算書85ページ、目、道路橋梁新設改良費です。町道新市赤名線整備事業につきましては、用地取得、電柱等の支障移転費を計上しております。

町道頓原長谷線整備事業につきましては、設計書作成管理業務と、12工区として起点側の交差点部の工事改良を実施するための予算を計上しております。

町道八神千原線整備事業につきましては、設計書作成管理業務と、1工区の水路付け替え工事費を計上しております。

町道リフレッシュ事業につきましては、塩谷の金原（かなんばら）線、川尻の黒谷線等につきましては、町道改修工事を実施するための予算を計上しております。

次に、町道芦原鋳物屋2号線整備事業につきましては、こちらは新規事業として、測量設計業務費を計上しております。

次に、町道奥小田向線整備事業につきましては、こちらも新規事業として、調査・概略設計業務委託費を計上しております。

次に、予算書の方86ページです。項、河川費、目、河川総務費。河川総務経常管理費は例年並みの河川の維持管理費を計上しております。

河川浄化対策事業につきましては、県管理河川に関する前年同額の受託事業費と、町管理河川の浄化対策事業を実施するための予算を計上しております。

次に、概要書は45ページになります。項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営企業会計で説明します。

次に、予算書87ページ。項、住宅費、目、住宅管理費。住宅管理経常管理費は前年同額の土地賃借料です。

公営住宅経常管理費は、町営住宅管理費、町営住宅修繕費等を計上しておりますが、電気高騰に伴います光熱水費を増額しております。

特公賃経常管理費につきましては、例年並みの経常管理費です。

続いて、各種負担金につきましても、例年並みの若者住宅家賃差額負担金を計上しております。

住宅店舗リフォーム等助成事業につきましては、エコリフォームの希望が近年多くあることから、エコリフォーム助成につきましては前年より6件分増額としております。

住宅新築資金等事業事務費につきましては、前年同額の徴収事務経費を計上しております。

次に、目、住宅建設費。公営住宅建設事業につきましては、3カ年計画の2年目となる古城団地大規模修繕事業と、新規の衣掛第2団地の改修工事、及び昭和32年建築の上市第3団地の解体工事を予算計上しております。そして、新たに頓原地内において単身住宅を整備いたしたく設計業務委託費を計上しております。

## ○防災危機管理室長（長島 淳二）

続きまして、款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費などの増額による負担金の増額のため昨年度より増額して計上しています。

広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、救助工作車整備事業費の減額のため、昨年より減額して計上しています。

次のページです。概要説明資料は46ページです。目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、消防団員の年報酬や、消防車両格納庫の維持管理費など、昨年より減額して計上しています。

非常備消防臨時管理費につきましては、消防団管理システム導入経費の減額のため、昨年より減額して計上しています。

消防団経常活動費につきましては、消防団員の出動報酬などを計上しており、昨年より増額しております。

消防団臨時活動費につきましては、消防操法大会に伴う経費を計上しています。令和5年度は、県及び管内大会はございませんが、6年度に向けての経費です。

消防団員公務災害等補償基金掛け金、消防団員福祉共済費、消防団員退職報償金につきましては、昨年と同額を計上しています。

目、消防施設費。消防施設整備補助事業につきましては、野萱地区の防火水槽を移設する費用を計上しています。

次のページです。消防設備整備単独事業につきましては、第5分団及び第6分団の消防車両3台を更新する費用を計上しています。

目、災害対策費。災害対策経常管理費につきましては、気象防災アドバイザーに係る経費や衛星携帯電話の使用料など増額のため、昨年より増額して計上しています。

災害対策臨時管理費につきましては、防災消耗備蓄品の購入費を例年並みに計上しています。

防災会議開催費につきましては、本年度開催予定の町全体の防災訓練に係る経費等を計上しています。

防災行政無線経常管理費につきましては、防災行政無線の維持管理費を例年並みに計上しています。

概要説明資料は47ページになります。防災情報システム負担金につきましては、例年並みの予算計上です。

管理不全空家等対策事業につきましては、空き家等対策検討委員の報酬等を計上しています。

#### ○教育次長（石飛 幹祐）

続いて教育費をお願いします。予算書は90ページ、概要書は47ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会費です。目の教育委員会費は教育委員の会議等にかかる経費です。事業について説明します。

教育委員会経常管理費は、教育委員会の開催に関する経費です。

教育委員会臨時管理費は、飯南町教育環境基本方針検討委員会を開催するための費用です。

続いて目、事務局費です。目の事務局費は、教育委員会事務局の人件費、負担金などに関するものです。事務局経常管理費から説明します。

事務局経常管理費は、事務局と会計年度任用職員に関する経常的な経費です。

外国青年招致事業は、外国語指導助手を中学校ごとに配置するための人件費と活動費です。

飯南町教育研究会補助金は、飯南町の教育研究会に対する補助金で、前年並みの計上となっております。

飯南町PTA連合会補助金は、飯南町のPTA連合会への補助金で、前年並みの計上となっております。

奨学基金管理事業は、奨学金貸与事務に関する経費です。

各種大会運営事業は、中学校スキー大会、小体連、中体連への補助金です。

学校運営補助金は、修学旅行や部活動にかかる経費を助成するものです。

概要書は48ページをご覧ください。派遣指導主事負担金は、島根県から派遣を受けている指導主事にかかる負担金です。

学習支援館運営事業は、公営塾である学習支援館を運営するための事業で、その運営経費となっております。支援館への委託料については同額ですが、新年度は清掃費、電気代を来島交流センターで一括計上しているため、減額の計上となっております。

地域おこし協力隊活動事業教育は、学習支援館の協力隊1名の活動費です。

予算書は91ページをご覧ください。みらい人材育成事業は、基金を活用し、留学生と交流事業などを実施するために、青少年を対象とした人材育成を図るための事業費です。

新規事業といたしまして、子どもたちが芸術文化に触れる機会を作るための公演を実施する予算を増額計上しております。

次に、みらい人材育成基金積立金は、基金利子の積立です。

コミュニティー・スクール推進事業です。学校、家庭、地域が一体となってより良い教育環境をつくるため、学校運営協議会を導入するための経費で、新規事業となっております。

続きまして、目、教員住宅費です。教員住宅費は、教職員住宅の管理に関する経費です。

教員住宅経常管理費は、教員住宅の管理に関する経常的なものです。

教員住宅臨時管理費は、教員住宅の温水器の更新にかかる費用です。

続いて、項、小学校費、目、学校管理費です。予算書は92ページをご覧ください。

目、学校管理費は、小学校の管理運営に関する経費です。それぞれの事業について説明いたします。

小学校共通経常管理費は、校務技術員等の人件費、各種点検などを行う費用です。

小学校共通臨時管理費は、各小学校の修繕にかかる費用で、主なものとしては頓原小学校のトイレ修繕、志々小学校のエアコン設置、赤名小学校のエアコン設置、来島小学校の屋内運動場の雨漏り修繕を計上しております。

続いて、頓原小学校経常管理費です。概要書は49ページをご覧ください。こちらは学校の光熱水費等の経常的な経費を計上しております。その次にございます志々小学校、赤名小学校、来島小学校、八神トレセン・山村広場経常管理費までは、同様の施設管理費でございます。新年度につきましては、各施設とも電気代の増額計上をしております。

続いて、来島小学校通級指導教室経常管理費ですが、予算書は93ページをご覧ください。来島小学校通級指導教室経常管理費は、来島小学校通級指導教室の運営に関する費用を計上しております。

続きまして、目、教育振興費です。教育振興費は、小学校の教材費やサポーターなど

の person 費、スクールバスの経費など小学校における教育の推進に関する経費を計上しております。

学校医委託料から説明します。学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬です。

小学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどに関する経常的な経費です。

小学校教育振興共通臨時管理費では、町内小学校のアクセスポイントの増設、小学校へのICT支援員の派遣、また小・中学校の教職員に対してICT研修の実施、デジタル教科書等に関するものを計上しております、前年に比べ増額計上しております。

次に、小学校教育振興経常管理費ですが、予算書は93ページから94ページのところ、概要書は49ページから50ページのところにかけて説明いたします。

小学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっております、以下、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の教育振興経常管理費についても同様となっております。

次に、頓原小学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーター、小学校の学校司書に関する person 費となっております、以下、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の教育振興臨時管理費についても同様の内容となっております。

要保護準要保護児童援助費は、予算書94ページの中ほどのところ、それから概要書は中ほどより少し下のところから説明します。要保護準要保護児童援助費は準要保護児童の就学にかかる援助費です。

小学校スクールバス経常管理費は、町内小学校のスクールバスの運行に必要な経費で、新年度もほぼ同額の計上をしております。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費です。目、学校管理費は、中学校の管理運営に関する経費を計上しております。それぞれの事業について説明します。

頓原中学校経常管理費は、頓原中学校の光熱水費などの管理運営にかかる経常的な費用を計上しております。

次の赤来中学校経常管理費についても同様です。両中学校とも電気代を昨年度より増額計上しております。

中学校共通経常管理費は、校務技術員の person 費、各種点検などの費用を計上しております。

続いて、中学校共通臨時管理費ですが、概要書は51ページをご覧ください。中学校共通臨時管理費は、修繕等にかかる費用で、主なものとしては、頓原中学校の防火シャッターの修繕工事、赤来中学校の登校路の舗装工事を計上しております。

次に、目、教育振興費です。予算書は95ページ、概要書は51ページをご覧ください。目、教育振興費は、中学校の教材費やサポーターなどの person 費、スクールバスにかかる経費など、中学校における教育の推進にかかる経費を計上しております。

学校医委託料ですが、学校歯科医等に関する報酬などを計上しております。

中学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどに関する経常的な経費を計上しております。

中学校教育振興共通臨時管理費は、デジタル教科書、また町内に中学校のアクセスポイント増設にかかる費用を計上しており、前年度より増額計上しております。

次に、頓原中学校教育振興経常管理費ですが、こちらふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっております、次の赤来中学校経常管理費についても同様となっております。

次に、頓原中学校教育振興臨時管理費です。臨時管理費は、特別支援教育サポーターの人件費となっております、赤来中学校の臨時管理費についても同様となっております。赤来中学校については、スクールサポーターを1名増員するため増額計上となっております。

予算書は96ページ、概要書は51ページの一番下のところをご覧ください。要保護準要保護生徒援助費は、準要保護生徒の就学にかかる援助費です。

概要書は52ページをご覧ください。スクールカウンセラー設置事業は、不登校などの学校生活に関する相談に関して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談業務を実施しております、これにかかる費用を計上しております。

各種大会派遣事業は、県陸上大会への参加費用です。

中学校スクールバス経常管理費は、中学校のスクールバス運行に必要な経費を計上しております。

続きまして、項、社会教育費、目、社会教育総務費です。目、社会教育総務費は、社会教育にかかる人件費、社会教育活動推進にかかる事業費を計上しております。

社会教育委員活動費は、社会教育委員の報酬となっております。

社会教育総務経常管理費は、社会教育に関する共通事務経費を計上しております。

続きまして、生涯学習推進事業は、予算書97ページ、概要書は52ページをご覧ください。生涯学習推進事業は、生涯学習に関わるリーダー育成のための研修会開催経費を計上しております。

次に、ふるさと教育推進事業は、教職員や公民館職員を対象に、地域資源を活用したふるさと教育の推進に関する研修会を開催する費用を計上しております。

人権・同和教育推進事業は、飯南町人権・同和教育推進協議会への補助金です。

二十歳のつどい事業は、昨年より名称を変更して実施しております20歳を迎えた人を対象に8月15日に開催を予定するものです。

各種負担金は、婦人会、文化協会などへの補助金で、前年度と同額です。

放課後子どもプラン推進事業は、小学生の放課後の居場所づくり、また長期休業中に

おける子どもの居場所を開設する事業で、これにかかる費用を計上しております。

社会教育主事派遣事業は、島根県から派遣を受けている社会教育主事にかかる負担金です。

続きまして、目、公民館費です。予算書は98ページ、概要書は53ページをご覧ください。目、公民館費は、町内の5つの公民館に関する経費を計上しております。

飯南町公民館運営事業は、公民館による社会教育活動を推進するため、公民館協議会への助成金、公民館長への報酬など計上しております。コロナ後の活動増加により昨年より活動費を増額計上しております。

次に、社会教育施設費です。社会教育施設費は、図書館等の社会教育施設の維持管理に関する経費です。

図書館経常管理費は、図書館職員の報酬、手当、図書の購入費など図書館運営に関する経費です。新規事業として、本とまごころの配送サービス実施事業を増額予算計上しております。

高齢者コミュニティセンター経常管理費は、コミュニティセンター管理のための光熱水費など経常的な経費を計上しております。

#### ○基幹支所長（和田 真一）

頓原複合施設経常管理費は、交流センター頓原の経常的な管理費です。

#### ○教育次長（石飛 幹祐）

続きまして、目、文化財保護費です。予算書は99ページをご覧ください。目、文化財保護費は、文化財保護審議会や文化財調査に関する経費を計上しております。

文化財保護審議会委員報酬は、審議会の委員の報酬です。

文化財保護経常管理費は、文化財保護関係の事務費を計上しております。

歴史民俗資料館経常管理費は、館の光熱水費を計上しております。

文化財保全整備活用事業は、自然環境保全地域の維持管理費等です。新規事業といたしまして、国指定の飯南町民族文化財に関する講演会を実施する経費を増額計上しております。

文化財調査事業は、赤名小学校裏の災害防災工事に先立って、遺跡の有無を確認する調査を実施する経費を新規に増額計上しております。

町指定文化財保存整備事業は、町指定文化財の借地料に関する管理費です。

次に、項、保健体育費、目、保健体育総務費。予算書の99ページの一番下のところ、概要書は54ページをご覧ください。目、保健体育総務費は、社会体育の推進にかかる経費を計上しております。

スポーツ推進委員活動費は、委員の報酬等の経費を計上しております。

次に、予算書の100ページをご覧ください。保健体育総務経常管理費は、研修会にかか

る経費、スポーツ少年団への補助金などです。

保健体育総務臨時管理費は、志々トレーニングセンターの設備修繕費です。

スポーツ協会補助金は、飯南町スポーツ協会への補助金で、前年と同額計上しております。

学校健診事業は、学校において行う児童生徒と教職員の健康診断にかかる費用を計上しております。

学校健康会負担金は、児童生徒の共済加入の負担金です。

国民スポーツ大会推進事業は、2030年の国民スポーツ大会において、飯南町がソフトボールの会場になることから、ソフトボール競技推進対策事業として、公式審判員の資格取得等にかかる経費の助成、開催地視察にかかる経費を計上しております。

次に、目、体育施設費です。目、体育施設費は、頓原野球場、赤名山村広場など社会体育施設に関する経費を計上しております。

頓原球場経常管理費は、光熱水費などの維持管理費を計上しております。

赤名山村広場経常管理費は、同じく光熱水費などの維持管理費を計上しております。

頓原町民プール経常管理費も、同じく光熱水費などの維持管理費を計上しており、いずれも電気代の増額をしております。

予算書は101ページをご覧ください。頓原町民グラウンド経常管理費は、グラウンドの水道料です。

概要書54ページの下から55ページをご覧ください。小田地区体育館経常管理費、谷地区体育館経常管理費は、小田地区と谷地区の体育館それぞれの光熱水費などの維持管理費を計上しております。

最後に、目、学校給食費です。目、学校給食費は、学校給食に関する事業費です。

学校給食経常管理費は、飯南町学校給食会運営にかかる補助金です。地域の食材を活用したおいしい給食を提供し、食育を推進する学校給食魅力化事業を新規に増額計上しております。

学校給食臨時管理費は、施設設備と備品を更新する費用を計上しております。教育費については以上です。

## ○建設課長（森山 篤）

次に、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、林道災害復旧費。過年補助林道災害復旧事業につきましては、残りの4路線11件分の災害復旧費を計上するものです。

次の、目、農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、及び予算書102ページの項、目ともに公共土木施設災害復旧費につきましては、すべてを発注を終えておりますので皆減となっております。

## ○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、款、項、公債費の方です。新年度償還する元金、利子の方あわせて10億5千万円余の（聞き取り不能）の方です。なお上から2番目の繰り上げ償還につきましては、ここ数年継続して行いまして、その成果は公債費比率に表れております。当初予算におきましては、この800万円は頭出しとしておりますが、今後も継続的、計画的に償還に努めてまいります。

下のページです。款、項、目、予備費。予備費につきましては、例年と同額を計上しております。

ページめくっていただきまして、104ページ。続いて給与費明細書です。はじめに特別職の最下段の方、比較の欄。その他の職員で110名の減でありますけれども、こちらの方は立会人も含めた選挙関係の人員による減であります。

ですが、報酬の方はプラスに転じておりますのは、主に消防団員の出勤報酬や各種委員の報酬改定によるものであります。

期末手当の欄のは、特別職の方ありますけれども、こちらの方は給与改定によるものであります。

下のページ、総括の方ですけれども、その内訳の方はめくって106ページの方で説明をします。

はじめに会計年度以外、いわゆる一般職員の方ですけれども、職員数で1名の減。昨年度は、任期付きの職員も含めて4名の退職がありました。3名の採用を行っておりますので1名の減ということになっております。職員数は減っておりますけれども、給与改定によって職員手当等が増額しております。

その職員手当の明細が、下の段の表ですけれども、勤勉手当、これ給与改定に伴うところが多いわけですが、扶養手当、職員の出産などもありまして喜ばしい増もあるところであります。

イの会計年度職員の方は、協力隊も含めたものですが、1名の増となっております。報酬の方が大きく増大しておりますけれども、前年はコロナ対策とか経済対策で3カ月のあとの短期雇用の職員も1名でカウントしておりました。本年については、その職員が通年雇用となりまして人数上は変わりなくても報酬は年間分と計上しているための増額となっております。会計年度の方も期末手当については給与改定に伴うものが主たるものであります。

下のページの方は、増減の明細であります。ご覧いただければと思います。

めくっていただき108ページ、その下109ページの方も、職員一人当たりの給与の状況などですので、ご確認いただければと思います。

ページ、2ページめくっていただきます。112ページ、2ページめくって112ページ。

地方債の現在高見込み額に関する調書です。昨日、冒頭の方で説明しました財政資料 8 と同様のものですが、説明の方は省略いたしますが、最下段、新年度は、7 億 3,360 万円を借り入れまして、10 億余償還する、財政上理想の形となっております。

下のページ、113 ページ。これまでの債務負担行為の支出額に関する調書です。医療及び福祉従事者確保対策、あるいは子ども子育て支援がありまして、事項数が増えておりますがご確認いただければと思います。

以上、議案第 29 号、令和 5 年度一般会計予算につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算及び、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算の 2 議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 30 号を説明します。

令和 5 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 5,305 万 4 千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 3 月 6 日 提出。飯南町長。

2 ページです。

第 1 表、歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、国民健康保険料。7,259 万 6 千円。

款、一部負担金。1 千円。

款、使用料及び手数料。1 万 5 千円。

款、療養給付費交付金。1 千円。

款、県支出金。5億3,326万5千円。

款、財産収入。10万円。

款、繰入金。4,697万2千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。10万3千円。

歳入合計。6億5,305万4千円と定める。

次、3ページ歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。1,499万4千円。

款、保険給付費。4億7,036万1千円。

款、国民健康保険事業費納付金。1億1,057万2千円。

款、保健事業費。1,018万円。

款、基金積立金。314万2千円。

款、公債費。1千円。

款、諸支出金。4,030万4千円。

款、予備費。350万円。

歳出合計。6億5,305万4千円と定める。

続きまして、事項別明細書です。5ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し歳出の特定財源は、国県支出金5億1,626万7千円。その他特定財源1億3,678万7千円です。

続きまして予算書6ページです。概要説明書は1ページです。

2. 歳入。款、項、国民健康保険料、目、一般被保険者国民健康保険料。県に納める納付金を保険料として集める額で、保険料率を据え置き、収納率目標を97.5%で推計しております。現年度分は、被保険者の減などにより減額。過年度分は、前年度と同額。滞納繰越分は、目標収納率を30%に設定し前年度より増額しております。

款、項、一部負担金、目、一般被保険者一部負担金。前年度と同額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

款、項、療養給付費交付金、目、療養給付費交付金は、過年度の精算交付分で前年度と同額です。

次に7ページをお願いします。概要説明書は2ページです。

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金。島根県から市町村に入る交付金です。普通交付分は一般分、退職分の診療報酬、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等で、医療費の推移により前年度とほぼ同額です。

特別交付分は、保険者努力に応じた補助金、特別調整交付金の市町村分は、結核精神医療に係るもの、また国保直診診療分です。令和5年度は、飯南病院の電子カルテ更新に

かかる経費で増額です。

2号分の県繰入は、A I を活用した健診事業など保険事業分です。

特定健康診査等負担金は、健康診査の国、県の補助分です。全体としては、前年度より増額です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。基金利子で前年度と同額です。

概要説明書が3ページに移ります。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より減額です。内訳につきましては、保険基盤安定制度繰入金は保険料軽減分相当額の補填分で、前年度よりも減額。

出産育児一時金繰入金は、制度改正により増額。職員給与費等繰入金は減額です。

次に8ページをお願いします。

その他繰入金は、総務事務費等で、標準事務システムの導入が終わり減額です。

財政健全化対策事業繰入金は、令和3年度分の医療費に係る繰入分で増額です。

未就学児均等割保険料繰入金は、制度改正により令和4年度実績で計上しております。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度と同額です。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料、目、一般被保険者延滞金、目、一般被保険者加算金は、それぞれ保険料徴収に係るもので前年度と同額です。

次、9ページです。款、諸収入、項、雑入、目、一般被保険者第三者納付金は、事故などで医療機関を受診した時の医療費、保険者負担分で前年度と同額です。

目、雑入。前年度と同額です。

続きまして10ページです。概要説明書は4ページです。

3. 歳出。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。職員人件費と経常事務費で、前年度よりも減額です。

目、連合会負担金は、国保連合会と情報公社への負担金ですが、連合会負担金はシステム端末の整備で増額、情報公社は事務処理標準システムの導入が終わり大幅に減額しております。

次に11ページです。項、運営協議会費、目、運営協議会費。運営協議会の委員12名の報酬2回分を計上しております。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費。一般分の診療報酬で医療費の推移から前年度並みと試算し、前年度と同額。

目、一般被保険者療養費。一般分の柔道整復、補装具療養費の支給にかかるもので、療養費の推移により前年度と増額です。

目、審査手数料。国保連に委託している審査支払手数料で、前年度より増額しております。

す。

項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費は、一般分の医療費が一定以上の高額になった時に、保険者が負担する経費で、医療費の動向により前年度よりも増額です。

次に12ページをお願いします。目、一般被保険者高額介護合算療養費。医療保険と介護保険の両方の給付を受けることで、自己負担が著しく高額になる場合の負担緩和措置で、推移を前年並みと試算し同額としております。

項、葬祭諸費、目、葬祭費。被保険者が亡くなった時の葬祭費の支給で前年度と同額です。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金は、被保険者が出産した時の支給で制度改正により増額です。

続きまして13ページです。項、移送費、目、一般被保険者移送費。医師の指示による入院治療や転院を要する場合の移送に要する費用で、前年度と同額です。

ここから概要説明書は5ページです。

款、国民健康保険事業費納付金。島根県に納める納付金で県から示された金額を計上しております。算定の推計として、被保険者数一人当たりの診療費、その他平均所得などが指標となっております。令和5年度は県が国に納める納付金額総額が減少したことや、飯南町の被保険者数の減少に伴い減額となっております。

項、医療給付費分、目、一般被保険者医療給付費分。前年度よりも減額しております。

項、後期高齢者支援金等分、目、一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療に要する支援分で前年度よりも増額です。

次に14ページです。項、目、介護納付金。介護保険第2号被保険者に属する世帯に案分して賦課するもので前年度よりも増額です。

款、保健事業費、項、目、特定健康診査等事業費。国保被保険者の健診費用を一般会計へ繰り出すもので、前年度とほぼ同額です。

款、項、保健事業費、目、保健衛生普及費。国保保健事業に係る経費で、前年度よりも減額です。

次に15ページです。款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、前年度よりも減額です。

款、項、公債費、目、利子。一時借入金利子は前年度と同額です。

ここから概要説明書は6ページとなります。目、一般被保険者保険税還付金は、還付金で医療分と介護分、それぞれ前年度と同額としております。

目、一般被保険者還付加算金は、医療分と介護分で前年度と同額です。

続きまして16ページです。目、償還金。前年度に交付された普通交付金の精算返還金で前年度と同額です。

項、繰出金、目、繰出金は、飯南病院への繰出金で、電子カルテ更新のための増額です。

款、項、予備費、目、予備費は、前年度と同額です。

次の17ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。説明は以上です。

続きまして、議案第31号を説明します。

令和5年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,381万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。歳入。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。6,109万9千円。

款、使用料及び手数料。5千円。

款、繰入金。1億2,224万4千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。46万1千円。

歳入合計、1億8,381万円と定める。

歳出。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。185万7千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。1億8,148万7千円。

款、諸支出金。26万1千円。

款、予備費。20万5千円。

歳出合計、1億8,381万円と定める。

続きまして事項別明細書です。4ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の財源内訳は、すべてその他特定財源で、1億8,381万円です。

次、5ページです。概要説明書は1ページとなります。お願いします。

2. 歳入。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料。年金から天引きされる方法で徴収されるもので、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

目、普通徴収保険料。年金天引きができない方の徴収分で、現年分は前年度よりやや低く見込み減額です。

滞納繰越分はやや低く見込み減額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入金。総務管理費及び徴収に係る繰り入れで前年度より減額です。

目、保険基盤安定繰入金。保険料軽減分の繰り入れで前年度よりも減額です。

目、療養給付費繰入金。療養給付に係る繰入金でやや増額です。

次に6ページです。

款、項、繰越金、目、繰越金は、前年度繰越金で前年度と同額です。

款、諸収入、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡や資格移動等に伴う保険料の還付金で前年度と同額です。

項、目、雑入。広域連合負担金返還金は前年度と同額です。

保健事業補助金は、人間ドックの助成を行う財源となるもので前年度と同額です。

続いて7ページです。概要説明書は2ページです。

### 3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、經常事務費分と人間ドックの補助金で、前年度とほぼ同額です。

款、項、後期高齢者医療広域連合納付金、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市町村負担金で保険料の見込み額、基盤安定の見込み額、及び医療費の推計などにより前年度よりも増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡や資格移動に伴う保険料の返還金です。

次に8ページです。目、還付加算金は、前年度と同様です。

款、項、予備費、目、予備費。前年度と同額です。議案第31号の説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時10分といたします。

**午前 9時56分休憩**

.....  
**午前10時10分再開**

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

引き続き、議案第32号、令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、及び議案第33号、令和5年度飯南町病院事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい、番外。議案第32号について説明します。

令和5年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,190万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び、共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。第1表 歳入歳出予算。款について読み上げます。歳入。款、訪問看護事業収入。3,014万4千円。

款、繰入金。1,175万5千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。1千円。

歳入合計。4,190万1千円。

歳出。

款、訪問看護事業費。4,170万1千円。

款、予備費。20万円。

歳出合計。4,190万1千円。

次のページから、事項別明細書です。4ページをお願いします。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、歳出の歳出合計の財源内訳は、全てその他特定財源です。

5ページをお願いします。2. 歳入です。説明書は1ページです。

款、訪問看護事業収入、項、訪問看護収入、目、訪問看護収入。こちらは医療保険に

よる収入です。

続きまして、項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入。こちらは介護保険による収入になります。先ほどの目、訪問看護収入とも、本年度の実績をみて予算の方を計上しております。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。一般会計からの繰入ですが、歳出の増により前年比増額となっております。

款、項、目、繰越金。前年と同額を計上しております。

款、諸収入、項、雑入、目、雑入ですが、こちらも前年と同額を計上しております。

7ページお願いします。3. 歳出。

款、項、目、訪問看護事業費です。今年度、正規の職員の看護師1名と会計年度任用職員の理学療法士が新たに入っておりますので、そのものについて増額となっているところとあります。その他の経費につきましては、本年度の事業を見ながら計上していくところとあります。負担金につきましては前年度と同額とあります。

次のページの款、項、目、予備費ですが、前年と同額を計上しております。

9ページから給与費明細書を付けておりますが、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧いただければと思います。議案第32号については以上です。

続きまして、議案第33号について説明します。

(総則)

第1条 令和5年度飯南町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、48床。

(2) 年間患者数。入院12,298人。外来37,369人。(病院外来34,254人、診療所外来3,115人)

(3) 一日平均患者数。入院33.6人。外来156.9人。(病院外来140.9人、診療所外来16人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、病院事業収益、10億5,878万4千円。

第1項、医業収益、7億5,564万7千円。

第2項、医業外収益、3億313万7千円。

支出。第1款、病院事業費用、11億7,859万3千円。

第1項、医業費用、11億6,634万1千円。

第2項、医業外費用、1,125万2千円。

第3項、予備費、100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,610万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,164万9千円、過年度損益勘定留保資金2,445万9千円で補填する。)

収入。第1款、資本的収入、3億1,626万9千円。

第1項、企業債、1億9,800万円。

第2項、一般会計出資金、7,826万9千円。

第3項、国保会計繰入金、4,000万円。

支出。第1款、資本的支出、3億6,237万7千円。

第1項、建設改良費、2億3,815万円。

第2項、企業債償還金、1億2,422万7千円。

2ページです。(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、施設整備事業 医療機器等整備事業。限度額、1億9,800万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費、6億4,136万7千円。

(たな卸試算購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1億1,934万6千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、建物附属設備。名称、病院屋根雨漏り修繕。数量、一式。種類、機器備品。名称、電子カルテシステム(検体検査システム、内視鏡検査等情報管理システムを含む。)。数量、一式。

令和5年3月6日提出、飯南町長。

3ページから、付属の説明書です。

5ページをご覧ください。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。

(収入)

目、入院収益、3億7,453万5千円。

目、外来収益、3億2,803万2千円。

目、その他医業収益、5,308万円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、2億7,000万円。

目、補助金、110万1千円。

目、患者外給食収益、54万円。

目、長期前受金戻入、2,289万7千円。

目、その他医業外収益、859万8千円。

(支出)です。

目、給与費、6億4,136万7千円。

目、材料費、1億1,934万6千円。

目、経費、2億6,756万1千円。

目、減価償却費、1億3,466万5千円。

目、資産減耗費、2千円。

目、研究研修費、340万円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、824万2千円。

目、雑損費、1万円。

目、消費税、300万円。

目、予備費、100万円。

6ページです。2. 資本的収入及び支出。

(収入)

目、企業債、1億9,800万円。

目、一般会計出資金、7,826万9千円。

目、国保会計繰入金、4,000万円。

(支出)

目、建物整備費、1,346万4千円。

目、有形固定資産購入費、2億2,468万6千円。

目、企業債償還金、1億2,422万7千円。

7 ページから明細書です。説明資料は 1 ページです。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

目、入院収益につきましては、病床利用率70%で計上しております。

目、外来収益。本年度の実績などから計上しております。

目、その他医業収益。こちらも本年度の実績などから計上しておりますが、前年度はコロナワクチンの接種委託料等、計上しておりましたが、新年度につきましては、コロナ関連の計上はしておりません

目、受取利息配当金。前年同額です。

目、他会計補助金。操出基準内で、前年度同額を計上しております。

目、補助金。非常勤医師の交通費等計上しております。

説明書は 2 ページです。

目、患者外給食収益。医師、研修医、学生などの給食収入につきましてこちらに計上しております。

目、長期前受金戻入。電子カルテ整備に係る補助金につきまして、こちらの方で前年から増額をしております。

目、その他医業外収益。本年度の実績により計上をしております。

予算書 8 ページです。支出です。

目、給与費。本年度新規で看護師 6 名などの採用がありましたので、これらについて増額となっております。

目、材料費。実績により計上しております。

目、経費。こちらも本年度の実績により計上をしているところです。光熱水費の方でガス、電気代等を増額しているところです。

予算書は 9 ページです。説明資料は 4 ページです。

目、減価償却費。電子カルテの更新に伴うものが増額となっております。

目、資産減耗費。前年同額です。

目、研究研修費。医師、看護師等医療スタッフの研修費用ですけども、前年同額で計上しております。

目、支払利息及び企業債取扱諸費。起債の利息です。

目、雑損費。前年と同額です。

目、消費税。課税収入の減額を見込んで前年度より減額をしているところです。

目、予備費。前年と同額です。

予算書は10ページです。説明資料は 5 ページになります。2. 資本的収入及び支出。

(収入) 目、企業債。新年度での建物整備、有形固定資産購入費に係る起債です。

目、一般会計出資金。新年度の企業債償還金に対するルール分の一般会計からの繰入

です。

目、国保会計繰入金。電子カルテ更新に係る整備費について、国保特別調整交付金を見込んでおります。

11ページです。支出です。

目、建物整備費と次の、目、有形固定資産購入費につきましては、説明資料の方に実際に整備する詳細をのせております。

目、建物整備費の方では、病院の高圧受電設備の修繕等行うものと、病院の屋根の雨漏りの修繕、来島診療所の雨により汚れた玄関ホールの天井を修繕するものです。また、志々出張診療所と谷出張診療所につきましては、LED照明に取り換える整備をおこなうものです。

目、有形固定資産購入費です。老朽化等による更新と書いてありますが、電子カルテシステム、はじめの平成24年に整備しまして、これまでの間1回更新をしておりますが、大体5年おきぐらいにですね更新をするんですけども、新年度がその年にあたるということで電子カルテシステムの更新を行います。

電子カルテシステム更新にあわせて、その下の検体検査システム、栄養管理システムの更新と、新たに新規のところを書いておりますけれども、内視鏡検査等情報管理システム。これまで内視鏡であったり超音波検査の管理システムは、簡易的なシステムを利用しておりましたので、新年度の電子カルテシステムの更新にあわせて、より機能の高いシステムを導入することとしております。

上のところで、外来血圧監視装置、病棟電動ベッド、調理室の収納器具一式、給食下膳車、これは老朽化によるもの、更新を考えております。新規のところ、携帯用超音波診断装置。これは院外でも持って出て超音波検査ができる装置ですけども、こちらの整備。また、リハビリの重錘バンド。手足に付ける錘ですけどもこれを付けて運動、リハビリをするというものです。これらの整備を考えております。

では、目、企業債償還金。こちらにつきましては、これまで整備した時にかかった起債について償還をおこなうものです。

次の12ページから、予定キャッシュフロー計算書等付属の資料付けておりますが、説明は省略いたします。説明は以上になります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第34号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計予算、及び、議案第35号、令和5年度飯南町下水道事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○建設課長（森山 篤）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第34号について説明します。

（総則）

第1条 令和5年度飯南町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）接続戸数。1,781戸。接続率92.2%。
- （2）年間総配水量。748,799m<sup>3</sup>。
- （3）一日最大配水量。2,421m<sup>3</sup>。
- （4）主要な建設改良工事。給水装置新設工事、水道管支障移転工事。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、簡易水道事業収益、2億2,246万6千円。

第1項、営業収益、1億200万円。

第2項、営業外収益、1億2,046万6千円。

支出。第1款、簡易水道事業費用、2億4,916万1千円。

第1項、営業費用、2億3,191万1千円。

第2項、営業外費用、1,425万円。

第4項、予備費、300万円。次に2ページです。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,357万9千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万円、過年度損益勘定留保資金2,436万6千円、当年度損益勘定留保資金823万3千円で補填する。）

収入。第1款、資本的収入、9,855万4千円。

第1項、企業債、760万円。

第2項、受益者分担金、100万円。

第3項、負担金及び受託金、542万8千円。

第4項、補助金、316万円。

第5項、一般会計出資金、8,136万6千円。

支出。第1款、資本的支出、1億3,213万3千円。

第1項、建設改良費、2,036万3千円。

第2項、企業債償還金、1億1,177万円。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め

る。起債の目的、簡易水道事業。限度額、760万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、簡易水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。次に3ページです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。1,821万6千円。

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,394万5千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、169万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、水道管等。数量、一式。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

4ページから、予算附属説明書です。6ページをお願いします。実施計画書です。

1. 収益的収入及び支出。目について読み上げます。(収入)

目、給水収益、1億200万円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、3,666万2千円。

目、長期前受金戻入、8,380万1千円。

目、雑収益、1千円。

目、消費税還付金、1千円。

(支出)

目、水道事業管理費、6,544万6千円。  
目、総係費、1,821万6千円。  
目、業務管理費、685万4千円。  
目、減価償却費、1億4,139万5千円。  
目、支払利息及び企業債取扱諸費、1,419万9千円。  
目、消費税、1千円。  
目、雑損費、5万円。  
目、予備費、300万円。次に7ページです。

## 2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、760万円。  
目、受益者分担金、100万円。  
目、工事負担金、542万8千円。  
目、国県補助金、316万円。  
目、一般会計出資金、8,136万6千円。

### (支出)

目、建設改良費、2,036万3千円。  
目、企業債償還金、1億1,177万円。

次に8ページです。収入支出明細書です。概要書は1ページです。

## 1. 収益的収入及び支出。

収入につきましては、給水に係る水道使用料、一般会計からの補助金を計上しております。

支出、概要書は2ページになります。水道事業管理費につきましては、光熱水費や水質検査委託料、ろ過池の補砂工事や流量計等の取替え工事を計上しております。

なお、光熱水費につきましては、電気料高騰による増額を行っております。また、流量計更新等の増によりまして、工事費の方増額しております。

次に9ページです。総係費につきましては、職員2名分の人件費を計上しております。

目、業務管理費につきましては、主にメーター検針の委託料と、情報公社への負担金を計上しております。

減価償却費につきましては、対前年1,500万円余の減となっております。

次に、項の営業外費用につきましては、企業債の支払利息を計上しております。

項の予備費につきましては、不測の事案に対応するため増額としております。

次に10ページです。概要書は4ページになります。2. 資本的収入及び支出。

収入につきましては、新規加入分担金と赤名地区石綿管更新の設計及び道路改良3路線で発生します水道管支障移転を実施するための企業債、補償費、補助金と一般会計から

の補助金を計上しております。それによって増額となっております。

支出につきましては、赤名地区の石綿管更新設計業務委託費と、新規接続に伴うメーター取り付け費用、及び、道路改良3路線で発生する水道管支障移転工事費用並びに、企業債償還元金の方計上しております。

次の11ページから、予定キャッシュフロー計算書以降、付属説明資料につきましては、ご覧いただきたいと思っております。議案第34号の説明は以上です。

続いて、議案第35号について説明します。

(総則)

第1条 令和5年度飯南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数。1,552戸。接続率77.1%。

915戸(公共下水道) 接続率84.0%。

566戸(合併浄化槽) 接続率66.5%。

71戸(農業集落排水) 接続率98.6%。

(2) 年間総処理水量。406,701m<sup>3</sup>。

241,089m<sup>3</sup>(公共下水道)

146,584m<sup>3</sup>(合併浄化槽)

19,028m<sup>3</sup>(農業集落排水)

(3) 一日平均処理水量。1,114m<sup>3</sup>。

660m<sup>3</sup>(公共下水道)

402m<sup>3</sup>(合併浄化槽)

52m<sup>3</sup>(農業集落排水)

(4) 主要な建設改良工事。合併浄化槽設置工事、下水道支障移転工事。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、下水道事業収益、2億7,394万5千円。

第1項、営業収益、9,191万5千円。

第2項、営業外収益、1億8,203万円。

支出。第1款、下水道事業費用、3億207万3千円。

第1項、営業費用、2億7,342万3千円。

第2項、営業外費用、2,565万円。

第4項、予備費、300万円。次に2ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,691万5千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万5千円、過年度損益勘定留保資金5,578万円で補填する。）

収入。第1款、資本的収入、1億5,829万7千円。

第1項、企業債、5,400万円。

第2項、受益者分担金、330万円。

第3項、負担金及び受託金、239万4千円。

第4項、補助金、481万3千円。

第5項、一般会計出資金、9,379万円。

支出。第1款、資本的支出、2億1,521万2千円。

第1項、建設改良費、2,301万円。

第2項、企業債償還金、1億9,220万2千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、1,250万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

起債の目的、資本費平準化。限度額、4,150万円。起債の方法、利率、償還の方法は同上です。次に3ページです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、下水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。609万2千円。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,090万2千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、下水道管等。数量、一式。

種類、機械及び装置。名称、合併浄化槽。数量、一式。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

4ページから附属説明書です。6ページをお願いします。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、下水道使用料、9,191万円。

目、その他営業収益、5千円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、1億2,311万3千円。

目、長期前受金戻入、5,891万1千円。

目、雑収益、4千円。

目、消費税還付金、1千円。

(支出) 目、公共下水道管理費、3,950万円。

目、合併浄化槽管理費、3,960万9千円。

目、農業集落排水管理費、837万4千円。

目、総係費、609万2千円。

目、業務管理費、4,533万2千円。

目、減価償却費、1億3,451万6千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、2,562万9千円。

目、消費税、1千円。

目、雑損費、2万円。

目、予備費、300万円。次に7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、5,400万円。

目、受益者分担金、330万円。

目、工事負担金、239万4千円。

目、国県補助金、481万3千円。

目、一般会計出資金、9,379万円。

(支出)目、建設改良費、2,301万円。

目、企業債償還金、1億9,220万2千円。

次に8ページです。明細書です。概要書は1ページになります。

1. 収益的収入及び支出。

収入につきましては、下水道の使用料について、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水ごとの見込み額の計上と、一般会計からの補助金額の方を計上しております。

続いて、9ページ、10ページになります。概要書の方は2ページからになります。支出につきましては、営業費用で3つの施設ごとに光熱水費、水質検査の委託料を計上しております。光熱水費につきましては、簡易水道と同様、電気料について増額としております。

目の総係費につきましては、職員1名分の人件費を計上しております。業務管理費の方では、広域連合に対する汚泥処理費用の方を計上しております。

営業外費用につきましては、企業債の償還利息の方を計上しております。また、簡易水道同様、予備費については増額としたところでございます。

次に11ページになります。2. 資本的収入及び支出です。概要書の方は4ページです。

収入につきましては、合併浄化槽設置に係る企業債、新規接続に伴う加入分担金、道路改良工事に伴う支障移転補償費、国県補助金、並びに一般会計からの出資金を計上しております。

支出につきましては、合併浄化槽12基分の設置工事費、及び町道頓原長谷線改良工事に伴います下水道管の支障移転工事費を計上しております。企業債償還金につきましては、償還元金を計上しております。

次に、13ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましてはご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第1号、飯南町個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第2号、飯南町個人情報保護審査会条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

**○総務課長（那須 忠巳）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 那須総務課長。

**○総務課長（那須 忠巳）** はい。番外。議案第1号について説明をします。

飯南町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。制定文の方ですけども、説明の方はめくって3ページの方ご覧ください。

はじめに提案理由の方ですけれども、本年、令和5年4月から個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体等に直接適用されることから、現在の飯南町個人情報保護条例を廃止して、改正法で委任された事項等を定める条例を制定するものであります。もう少し平たく言いますと、これまで国や各自治体でそれぞれが制定していましたこの条例を、全国共通ルール化したうえでデジタル化に対応しようという保護条例とするために、国の法律で一本化しようとするものであります。

次に、2の条例の概要ですけれども、この改正法施行に伴い、改正法を施行するために必要な事項を条例に規定するものであります。

(1) 手数料等を定めるものですが、手数料は無料と定めています。

(2) 審査会への諮問ですけれども、個人情報の適正な取り扱いを確保するため審査会へ諮問できる条文ですが、この審査会条例につきましては、後ほど、この後説明をいたします。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からとします。

なお、現状の、現行の条例の廃止の方は、附則第2条の方で明記してあります。説明の方は以上です。

続きまして、議案第2号の方説明します。

飯南町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月6日 提出。飯南町長。

ページの方おめくりください。制定文ですが、少し飛びますが説明は5ページの方をお願いします。

はじめに提案理由の方ですけれども、先ほど説明いたしました個人情報の保護に関する法律、この施行に伴い本条例を設置するもので必要な事項を定めるものであります。

こちらの方、もう少し平たく言いますと、請求者の方が、開示決定に不服があった場合に調査審議をするということで審査会条例を設置するものであります。

条例の概要ですけれども、飯南町個人情報保護審査会の設置について、次に掲げる事項を定めるもので、(1) 審査会の所掌事務としまして、法及び条例の規定による諮問に応じ調査審議することです。

(2) 組織として、本審査会は委員7人以内で組織し、(3) 委員としましては、学識経験を有する者のうちから町長が任命し、その委員の任期は3年とするものであります。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日からとします。説明の方は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、発委第1号、飯南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○**議会運営委員会委員長（伊藤 好晴）** 議長。

○**議長（早樋 徹雄）** 議会運営委員会委員長、2番、伊藤委員長。

○**議会運営委員会委員長（伊藤 好晴）** はい。発委第1号について説明します。

飯南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年3月6日。提出者、議会運営委員会委員長 伊藤好晴。飯南町議会議長 早樋徹雄様。

次のページ以降、制定文になりますが、21ページ以降の説明資料で説明をいたします。

1 提案理由。「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、基本的に議会は適用除外となっております。一方で「国の施策との整合性に配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」こととされました。

これを踏まえ、これまでと同様に議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じないようにするため、議会独自の個人情報保護に関する条例を制定するものであります。

2 条例の概要であります。

(1) 第1条は目的であります。この条例は、飯南町議会における個人情報の適正な取扱いに関する事項について定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

(2) 第2条で定義を定めています。

第1項で、改正法と同様に、個人情報は「生存する個人に関する情報」とすると規定しています。第4項で「保有個人情報」とは、議会事務局職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとするを規定しています。

(3) 第3条は、議会の責務を定めるものです。議会は、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとするよう規定しています。

(4) 第4条から第16条まで、個人情報の取扱いについて規定しています。

(5) 第17条で、議会が保有している個人情報ファイルに関する帳簿の作成、公表について規定しています。

(6) 第18条から第30条で、開示請求権について規定し、開示について議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について規定しています。

(7) 第31条から第37条で、訂正請求権を規定し、個人情報の訂正請求の手続き、それに対する措置及び訂正決定等の期限等を規定しています。

(8) 第38条から第43条で、利用停止請求権を規定し、個人情報の利用停止、消去等を請求する権利を規定し、それに対する措置、及び利用停止等決定等の期限を規定しています。

(9) 第44条から第46条で、審査請求及び、議案第2号で説明がありました「飯南町個人情報保護審査会」への諮問について規定しています。

(10) 第47条から第52条までは、雑則について規定しています。

(11) 第53条から第57条まで、罰則について規定しています。

3 施行期日は、令和5年4月1日としています。

長文にわたる条例案でございます。逐条の解説は省略しますので、詳細はお手元の条例案をご参照ください。説明は以上であります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、すべての提案理由の説明を終了します。

ここで休憩をいたします。15分間休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

**午前 11時 10分休憩**

.....  
**午前 11時 23分再開**

---

## **日程第2 質疑**

**○議長（早樋 徹雄）** 本会議を再開します。日程第2、質疑を行います。

はじめに、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、同意第6号、監査委員の選任についてを議題として、質疑を行います。ここで審議の都合上、那須照男代表監査委員の退席を求めます。

〔那須代表監査委員 退席〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、この同意第6号につきましては委員会付託を行わず、最終日に討論、採決とさせていただきます。那須照男代表監査委員の復席を認めます。

〔那須代表監査委員 復席〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、議案第3号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

この学校運営協議会委員について別表に加えるということについては、異論はございませんが、そもそものところで学校運営協議会の設置に伴いこういうことが必要であるというふうに提案理由の中にございます。その学校運営協議会の設置というところについて見えないような気がするんですけども、それについてお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） はい。番外。

飯南町学校運営協議会の設置に関する規則については、3月議会にあわせて規則の制定を進めているところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号、飯南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号、飯南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号、飯南町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） はい。6番。

利用料改正ですけども、町内と町外はどういう判断でできますか。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

町内、町外者の在住については、町内者については、身分証明書、マイナンバーカードですとか、そういった住所の確認できるものを提示していただこうと想定しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

そもそもこの町内、町外の利用者を区別すると、料金で区別するという根拠はなんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

町内、町外の区分に対する考え方についてなんですけれども、現在ご利用いただいている方、加田の湯、ラムネ銀泉とも説明の時に少しお伝えしましたが、利用者の7割以上が町外の方の利用ということで、この施設の運営には、町内の方からいただいた税金が投入されておりまして、それによって運営を行っているということで、町内者については税金からの投入ということで、負担をしていただいているという考え方で、町外者について利用者負担という観点から、燃料高騰分についてご負担いただくために町外者料金について運用の中で引き上げをしたいというものでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

この差額を設けた場合に、どこかに入浴料というのは表示されるわけでしょ。入浴料の表示。その時に町内の方は何か身分証明書を見せてもらえばこの値段ですと。町外の方は高いですよ。という表示になると思いますが、それによって町外の方の入浴が減るということを考えたことがないですか。なんで、自分らを差別するのかと。言ってみれば、さっきの課長が説明された中身があれば、それを説明すればいいんだと思うけども、今の話で7割が町外の人だと。7割の人が来るたんびになんか言ったら、今

課長が言ったそういう話をして納得してもらえますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

料金表示につきましては、基本的に引き上げた金額600円での表示を行いまして、町内者について割引があるという、町内確認できるものを提示によって割引があるという表示を行います。

なお、今現在、両施設とも、割引、例えばJAFですとか、そういった各種割引を適用しております、実際600円の引き上げを行った際にも（聞き取り不能）で100円の割引がありまして、実質のところ500円になるケースが多々ございますので、そういった割引は残したまま料金を引き上げて、実際の負担については割引が適用できるような形で行いたいと考えております。

なお、引き上げについて、施行期日を6月1日としておりますので、4月・5月のところでホームページですとか各種文書等の貼り出しで、ゴールデンウィーク等もたくさん町外からお見えになると思っておりますので、そういったところでしっかり周知を行いまして、町外の方にご理解いただけるように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

再度お尋ねしますが、他の入浴施設もあるわけですが、他にそういう区分わけ、町内町外の区分わけをされておる施設があるのか。そして、また、この値上げの料金上がるわけですが、他の施設と比較してどうなのかということを説明していただきたいと思えます。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

他の施設というご質問は、町内の入浴施設ということではよろしいでしょうか。

町内の入浴施設、温泉施設ではないものもございますけれども、残りは憩いの郷衣掛の大浴場、それから琴引ビレッジ山荘について、衣掛については中学生以上が450円、それ

から山荘については500円という料金を据え置かれるというふう聞いております。  
こちらについては、宿泊料の値上げを今後予定しておられるということで、入浴料には反映しない、入浴料の引き上げによって価格高騰分が賄える状況にないということも考えられて宿泊料も値上げというふう聞いております。

なお、町外のその他の類似施設等ですね、いろいろな所を調べておりますけれども、概ね料金表示は600円から700円というところも各種ございますので、それらの施設等との関係性も考えながら、それから現行の500円について、燃料価格が、今、20%は高騰しておりますので2割分を引き上げるという考え方のもと、この料金を設定をしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者の指定についてを議

題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、公の施設（赤名観光ぼたん園）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第9号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

補正予算資料23ページ、商工費、観光費、地域おこし協力隊活動事業。これはおそらく2名程度の地域おこし協力隊を計画をされておったんだと思いますが、結局募集できずという結果だったのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） はい。番外。

地域おこし協力隊の採用についての質問でした。しめ縄館の地域おこし協力隊につきましては、今年度面接等を行いまして令和5年4月1日の採用ということで3月補正で1名分おとしております。

また、ジビエ継承の地域おこし協力隊につきましても、年度内のところで面接等はしておりますが、5年度以降の採用ということでおとしております。

観光協会の方につきましては、応募がなかったということで1名分おとしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

20ページ、4款2項3目、し尿処理費の広域連合経常負担金。概要説明には負担金の算出方法の誤りによる増とありますが、算出方法の誤りとは、説明してください。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

広域連合し尿処理に係る算出方法の誤りですけれども、し尿処理経費で負担しないといけないものについて、全体の負担金に加えて計算していたものということでございまして、し尿処理に係る経費について正しく算出した結果、し尿処理分が増額となり下水道関係の汚泥処理分が減額となったというものでございます。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

そういう誤りがあったということは、過去にもあったのではないかと推測されるわけですが、過去にはなかったと、今回はじめてこういうことが起こったということでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

過去には正しい計算でなされておりました。また、令和5年度の予算についても正しい方法で計算がされておりますけれども、令和4年度の算出方法にだけ誤りがあったものでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

19ページ、住民税非課税世帯の臨時特別支援事業の800万円余りの減額ですけども、事業確定ということですが、非常にその半分ぐらいなんですけども、なぜこういう差が生まれたかという、よくとらえるべきなのかどうかわかりませんが、そのへんを聞きたいんですが。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。

先ほど質問のございました住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事業費確定のところ  
で、当初は要項もまだはつきりとしなないなかで、非課税世帯を対象とするというところ  
がございました。その後、今の扶養を受けている方は対象外とか、いろんなこともあり  
まして、10分の10予算化して必要十分というところで計上しておりましたところ、例  
えば今飯南高校生の寮生が除外になるとか、いろんな要件等で対象とならなかった方を  
差し引いて最終的にはこのぐらいなところで必要な方に声かけさせてもらって、額とし  
てはこのぐらいなとこまで落ちたところがございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を13時といたします。

#### 午前 11時50分休憩

.....

#### 午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き質疑を行います。

議案第25号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題  
として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、令和4年度飯南町病院事業会計補正予算（第5号）を議題として、  
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、令和5年度飯南町一般会計予算を議題として、質疑を行います。はじめに歳入について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

歳入で、基金繰入金のところ、ふるさとの森管理基金繰入金1,350万円あります。それですね、一般会計の概要版のところの財政資料のところの10ページのところに、基金の状況を書いた説明がのっているんですが、ふるさとの森管理基金というところで、予定ですのであれですが、取り崩しが1,350万円がこの予算に使われる予定になっておいて、その前の積立部分1,000円があって、そこの横に行くと最後ゼロになっているんですけど、これ横に行くとマイナス45,000円になるんですけど。

予定なんでそれはそれでいいかもしれないんですが、実際には現状で見た時にはお金がないんですね。それを予算計上として1,350万円をこの繰越金としてここにあげているわけです。非常に見る時になんか不思議な感じがするような、こういうたて方でいいのかなという気がしているんですがどうなんですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

ふるさとの森管理基金について質問いただきました。こちらの基金は、ご承知のとおりもりのすの運営費に充てられるものであります。

お尋ねのいわゆるたし算引き算があわせて、基金がゼロになっている、あるいは44,000円の少ないじゃないかということですが、計算上はそのとおりであります。

この基金、先ほど言いましたとおり、もりのすのための基金でありまして、指定管理の契約が令和5年度末をもって終わる、そのタイミングをみて譲渡を考えているということとを全協でも説明したとおりで、その際にこの基金を全額取り崩してそれを修繕等に充

てるという意味合いをもってゼロにしております。引き算たし算してみるとご指摘のとおり44,000円程マイナスが出るところであります。現段階でこの1,350万円は、この概要のページでいうと41ページ、この概要の41ページの真ん中どころ、15ふるさとの森施設経常管理費。ここへ財源として全額1,350万円を充てるように財源を充ててあります。ですが、これは当初予算の当て込み用のことでありまして、ご指摘の積立が1,000円じゃないか、これじゃ計算があわんじゃないかということですが、実際には今年度の3月補正のところでも申し上げておりますが、このふるさとの森応援基金には、12万5,000円余の積立をしております。ですので実際には、たし算引き算はプラスではと思いますけども、数千円、あるいは数万円残るとは思いますが、当初予算の表示上、年度末にはゼロになる予定ですよという意味合いで表記しているところです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

予算上は確かにそうなんだろう、今の現実のお金はそうなんだろうと思うんですが、ただ、予算で今この時点できった時にこういう状況が、だとしたらむしろ45,000円を積立にあげておいて1,350万円を取り崩してゼロにするというふうな表記にした方がわかり易いし違和感がないと思うんだけど、余計なんかあるのかみたいな変なものを感じるから申し上げているんですが、それは確かに補正で実際にあわせたものに、これから出てくるものに対して補正をかけていくのでそうだろうとは思いますが。

ただ、このさっきの財政資料のところの10ページのものを上からずっと見た時に、ここだけなんです。今の横並びのところの計算があわないから。だからこういう処理をする方がいいのか悪いのかという。逆に鉛筆なめなめ考えるんだったら45,000円にして、1,350万円にしてゼロになる方にした方がわかり易いし、じゃないかなと私は思うんですが。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

おっしゃる意味もよくわかりますが、繰り返しになるかもしれませんが、お伝えしたい趣旨は、この表でお伝えしたい趣旨は、この年度末をもって基金はなくなります。ゼロとなりますよという意味をお伝えしたいのが主文です。以上です。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

最終的にゼロになるということを伝えたいんだということであれば、私はむしろそっちの方が気にかかっておって、実はこのところを見ておったんです。

何でかと言うと、今譲渡しようという話が出ているわけですね。その時にまったく基金がゼロになっているんだったら、このことは前に前町長の時代にも言ったことがあるんですが、こんなことやっていたら、最後に何かしてくれと言われた時に、まったく一般財源をつぎ込んで何らかの処置をとって譲渡をしないといけないようになるんじゃないかと。もっと早い段階でそのことを考えて対応しないといけないんじゃないかということは私は言ったつもりでおります。こういうゼロになったから、あとゼロにするんだということをこっちに押し付けてもらっても、あとそれをどういうふうに今後の譲渡の話がなっていくかわかりませんが、非常にそこは慎重に我々も考えないといけないと思っております。これは今後のことですから意見です。

**○議長（早樋 徹雄）** 答弁はいりませんね。他に質疑はありませんか。歳入についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について、ページを区切って質疑を行います。はじめに、37ページの（款）議会費（項）同じく議会費から、54ページの（款）総務費（項）監査委員費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 3番、熊谷議員。

**○3番（熊谷 兼樹）** 3番。

総務管理費の新エネルギービジョンのところで、薪ストーブが拡充されていますが、この薪ストーブの使い方ですね。例えば住宅でないといけないのか、事務所でないといけないのか、倉庫とかそういうもんでもいいのか。そのへんのなんか決まりはあるんでしょうか。その使い方として。

**○議長（早樋 徹雄）** 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

**○住民課長（永井 あけみ）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 永井住民課長。

**○住民課長（永井 あけみ）** 番外。

薪ストーブの導入助成につきましては、3件計上しておりますけれども、住宅でも事業所でも規定はございませんので、申請があったものについて3件までの予算を確保しております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。それでは、5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

43ページ、総務費企画費の新規の事業であります。町公式ライン機能拡充について、詳しく説明お願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

町公式ラインの機能拡張につきましては、現在、町の公式ラインというのを無料のツールを使って行っております。これを来年度から、新年度からは有料になりますが、有料にすることによってさまざまな機能を拡充することができます。

具体的に何点か言いますと、例えば、今まででしたら1つの情報をすべての登録者に送ってしまう形になるんですけど、情報がいらぬ方については、それをいらぬように設定することもできますので、利用者からは必要な情報だけ入手することができるような機能もあります。

また、これは、やればやることいろいろあるんですが、今考えておりますのは、まずは住民の方の窓口申請の中で、例えば家でラインを使って申請ができるようなしくみとか、簡易な申請等、そういったこともできるような形をしたりしながらDXに関する取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

あんまり私も詳しくないんであれですが、この情報の漏洩とか、なりすまし等危険性をはらむものではないかと思いますが、なかなかそういう情報を、ラインはいろいろ言われておりますので私も使っておりますが、情報が洩れるのではないかと心配するようなこともあるんですが、その点の危機管理というか、そういう方面での対策はどうでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

ラインにつきましては、まずラインのセキュリティーにつきましては、ラインの方での管理になりますので（聞き取り不能）の方から個別にということは難しいと思っておりますけど、こちらのラインにつきましては、例えばID登録をされる場合に非常に厳しいセキュリティーが組み込まれているというふうに認識しておりますので、例えばIDを変えよう

と思っても変えることができないようになってきているかと思えます。それは、セキュリティーの機能の強化の一つだというふうに認識しております。

公式ラインの導入につきましては、既に全国各自治体がですね、導入に踏み込まれておりまして、いろいろな業者さんを通じてではあります但しされておまして、飯南町が始めというわけではございません。きちんとセキュリティーを組まれたサービスの提供をされていると認識しております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。質疑なしと認めます。

次に、54ページの（款）民生費（項）社会福祉費から、70ページの（款）衛生費（項）清掃費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

何点かありますのでよろしくお願ひいたします。60ページ、民生費の児童福祉総務費。拡充として子育て世帯生活用品給付、45件の配送業務委託。これはオムツとかそういうこと郵送で送るということでございましょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

5番議員があっしゃるように、現在2歳到達までに、生活用品給付事業を行ってござりまして、現在は、配付日を概ね10日、月初の10日と定めて各庁舎、支所に取りに来ていただいているものを、郵便局との提携により、ゆうパックで配送するように考えているものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

私も、孫の、2歳になるまでは時々この庁舎に受け取りに来たわけですが、この郵送ということは、その利用者さんが求められたのか、それとも町としてその方が利便性があるからそのようにしたと。どちらでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

子育て世帯さんの方々の利用者の利便性を考慮しております。なかなか曜日、それか

ら役場の庁舎が開いている時間でないと取りに来れないという状況がございまして、何日間か役場の方で保管しているケースも多々みられましたので、ご自宅にお送りすることで利便性の向上を図りたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

ちょっと古い考えかもしれませんが、やはり来ていただいて手渡しでいろいろな話をしながら、そういうふうを受け渡しを行った方が、事務的に配送して「ありがとうございました」というよりは、ありがたみというか、心がかようというか、そういう思いがしておりましたが、利用者さん、若い人はお勤めで忙しいということですが、今後すべからくそういう簡潔に配送すればいいと割り切った考えも今から必要なんでしょうが、やはり、この少ない町民の中ですから、顔を合わせて「ご苦労様です」とか「子どもさんどうですか」とか話をしながら渡された方が、いくらか人情味があって飯南町らしさが出るのではないかと、これは意見として聞いておいてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁されますか。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

5番議員がおっしゃるように、手渡しすることも重要なことだとは考えておりますが、郵便局との連携協定の中でこのような事業をこの度始めるということが1点と、この同じページの下のところに出産・子育て応援交付金事業というのが令和4年度からスタートしております。こちらの中で伴走型相談支援というのを4年度から実施をしております。お母さんを取り巻く環境ですとか、子どもさんの成長の段階でのお困りごとなどを保健福祉課と連携して相談支援を行っております。この中で何かお困りのことですか声かけについては、しっかりと連携をとりながら実施していく予定でございますので、そちらの方で子育て世帯の見守りについては実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

すみません。何点かあるのでまた発言させていただきます。

61ページ、民生費の新規でありますオムツ回収ごみボックスの購入があります。これは保育所でオムツを廃棄するということでございますが、これも私も孫を迎えに行った時

にバケツを持たせていただきまして、家まで持って帰っておりましたが、それを今後は保育所で処分するということですが、ごみの収集は週2回、順番で回ってきて回収して帰られますが、その間、保育所で保管して、週2回のみ回収していただいて処分されるのか。といいますのも、今から梅雨、夏の時分になりますと、保育所、1日でもかなりのオムツが出ると思います。それを保管しておかれて、どこで保管されるかわかりませんが、悪臭とか衛生面、いろいろな面を考えてどうかなど。その都度、毎日処理されればそれは心配は少なくなると思いますが、現状の週2回の回収でよろしいのか。そこまで検討されたのかお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

5番議員から引き続き保育所のオムツ回収ボックスの関係でご質問いただいております。こちらについては、令和5年1月に厚生労働省から通知がありましたオムツの処分についての通知に基づきまして、令和5年度からこのような取り組みをするということ考えているものです。

これ全国的な取り組みですのですべての保育所、それから幼稚園ですが、そういったところで全て取り組むということになるかと思っております。

それでご指摘のありました回収日については、現行のところでは週に2回ということで、どのぐらいの、保育所によって量が異なるということですか、それからどのような状況になるかということですね、少しスタートした時点で状況を見ながら必要に応じては、例えば間の二日済んだあたりで持ち込むとか、そういったことを検討が必要かと思っておりますが、保育所でのいずれにしても保育所での敷地内での保管といいますか、回収ということになりますので、悪臭対策ですとかそういった開けられないようにきちんとボックスについて管理をしていくということについては、5年度スタートして実施をしながらよりよい形を検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

60ページのところですが、町長の方針でもあります、子どもの声が聞こえる云々の表明があったとすけども、あそこで今年、赤名と志々に子ども広場の整備を計画してありまして、別にされることがいけんなんて私はまったく思いませんが、何人の子ども

さんがそこへ行かれるのでしょうか。

あわせて頓原、今後の整備予定がありますし、そこらへんこれだけの、子ども広場ですから5,900万円、約6千万円のお金をぶち込むわけですが、そこらへんの数値はどこから求められて、こういう数値が出てきたのか。逆に1カ所にまとめてしまうとかいう方法も僕はこれだけのお金を突っ込むんだったらあるのかなと思ったわけです。例えば赤名に広場があるんだったらそこに（聞き取り不能）とかですね、あったもこっちもこまげなものを作って何人の方が行かれるのかなという気がしたもんですからお伺いするところです。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

4番議員から子ども広場に当たっての、児童生徒数と言いますか、利用者数のことご質問があったかと思っております。具体的な利用者数というのは、今すぐに持ち合わせておりませんが、赤名につきましては、3歳から12歳を対象としておりまして、保育所それから小学校の子どもさんたちが利用できる遊具を整備するという事を考えております。

また、既に赤名ふれあい公園については、現在遊具はございませんが冬場には雪を固めたところでソリの遊びですとか、そういった遊びをしておられるという状況も確認しております。

現在児童数、どんどん減ってはおりますけれども、幅広い年齢の児童さんにご利用いただけるということで整備をするものです。

また、赤名については、隣接するぼたん園、それから観光りんご園等に来られた観光客の利用も見込んで、このような対象年齢を考えております。

また、さつき会館の隣接する志々の子ども広場につきましては、さつき会館で既に放課後の子ども教室が開催されております。また、公民館事業等でも現在の広場を整備する場所についてはご利用があるということで、1歳から12歳まで、更に幅広い年齢で遊んでいただけるような複合遊具を整備するよう考えております。

それで、現在令和4年度来島に3歳未満の子どもさんが利用される小さな子ども広場を整備しまして、令和5年度に赤名と志々という予定でございますが、各地区身近なところに広場があるということで、その地区のみなさんが気軽に利用ができると、これは大人の方も集まっていたら一緒にお話ができるようなことを想定しておりますけれども、そういった各地区に気軽に行けるところがあるということと、もう1点は、4地区にこれから整備をするということなんですけど、町内のすべての子どもさんとか保護者

さんたちが、他の地区にない遊具ですとか遊びを求めて、4地区それぞれ周遊していただくようなイメージを考えておりました、特色のある広場をそれぞれ整備していきたいと考えております。飯南町には、豊かな自然がありまして自然の中でもしっかりと遊んでいただけたらと思っておりますけれども、小さなお子さんをお持ちの保護者さんからは、遊具に対する根強いニーズがございますので、それらを踏まえて特色のある遊具を整備しまして、飯南町全体が大きな子ども広場となるように進めて行くよう考えているものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

おっしゃっていることはわかります。決して私、悪いことだと思っております。ただ、6千万かけてですね、10人行けば一人の子どもさん600万、100人おって60万の話です。だから、町民の他のことと比べた時に、ここにこれだけ今、投資ができるかいなど。決してこれをやっちゃいけないとかそういう話とは違うんですよ。よく考えてもらってですね、いっぺんにやらなくても、もうちょっと年数をかけるとか、町長まだもう2年ありますからね、今年やらないといけんと決まっていけないので、そこらへんも考えて、今、町民は電気代も上がった分もみなさん悩んでおいでになるような状況の中です、もちろん子どもだじです。育て（聞き取り不能）、そこらへんもよく割り振りをみてもらって検討いただければなと思ったから発言しただけです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 答弁はいりませんね。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

2点あるんですが、今のが先に関連しますので聞きますが、この子ども広場で赤名、志々で2カ所なんですけど、約6千万弱ですけど、費用的に一体いくらといくらなんでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

子ども広場の整備5,980万円余計上しておりますが、概ね半々で予定をしているものです。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい。

町長よく子どもの声が聞こえるとよく言われますが、最近は子どもの声がうるさいという騒音だという人もいるような時代になってしまっていて、非常に子どもの遊び場を作るのにもなかなか気を使わないといけん時代になってきております。

そういう中で、この場所が、赤名はそのぼたん園のところですかね。だろうと思うんですが、プロセスとして今後どういう計画づくりというか、そういう中に地元の人の意見を聞きながらというプロセスをふんでいくのか、こっちからこれをやりますよとポンとのつけるのか。どういうプロセスをふんでいってこれはできていくんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

赤名地区、志々地区の子ども広場につきましては、8月から9月に開催しました座談会の方で、このような整備を行いますということ、参加者の皆さまにお知らせをいたしまして、その後、11月のところでそれぞれ意見交換会を開催をしております。それらの意見交換会の中で出た意見を事務局の方でいろいろ検討いたしまして、それらの意見が反映できる範囲で取り入れて現在の予算計上をしているものです。

今後につきましては、整備案が固まった時点で地区の皆さんをはじめとする住民の方々にお知らせをしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい。

この前、たまたま赤名の町の中で会った人が、こういう公園整備の話があるらしいと。だけでもどういうものがどこにどうできるのか全くわからない。けど、さっき意見を吸い上げたという言い方をされたんだけど、どういう方法でやられたのかよくわからないんですが、もっと意見を聞く場があったのか、もうあらかじめこういう子育て世代だけを集めて意見を聞かれたのか、そのへんがちょっと私にも判断し兼ねたんで、その人に「意見を聞きたいんだったら自治会長さんを通じて意見を述べることはできませんでしたかね」みたいなことは言ったんですが、そのへんの意見集約の形がどうだったのかというところが、私がそういうふうに訴えられた人から個人的にそう思われているのかわかりませんが、そういう意見もあって、よかれと思ってやったことが後々になって

批判を浴びるようなことがあってもつまらないので、今後ですよ、今後こういうことをやろうと思っていますよという投げかけを自治会なりに前もって知らせていって、まだ意見を聞く余地があるんなら聞いてあげる方法もとれるかなと言う気がしているんですが、そういう考えはないと言われればそれまでですが、どうでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

赤名地区、子ども広場の整備にあたっては、赤名も志々もそうですけれども、当然地区の皆さんにはご相談をしております、自治区長さんを通じて、特に赤名地区については自治区長さんを通じて、そういった意見交換の場については、別途、この子育て世代ではない皆さんといいますか、のご相談もさせていただきましたが、なかなかちょっと都合がつかないということもございまして、町で開催した意見交換会のみで、意見交換を1回開催したという状況になっております。

年度当初から自治区長さんを通じ、いろいろ相談はさせていただいておりましたが、十分に意見集約ができてなかったとしましたら、ちょっとこの場でお詫びをさせていただきたいと思います。また、ホームページ等でも整備案が固まった時点で公表したいと思いますが、その周知につきましては、各自治区長さん等を通じて、もう少し広く周知ができるように努めてまいります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

ちょうど子ども広場が出てますので関連してお尋ねしますが、赤名のことについては、施設のところにトイレがあるという話聞いてますけども、志々の場合にはトイレがあそこにはないですね。それで平日はさつき会館使えると思いますが、休みの日はまず無理。それから頓原団地の裏に公園ができましたが、あれも子ども広場という認識ですが。違います。飯南町の欠点というのは、公衆トイレがないんです。以前から何回も僕、一般質問してますけども、これはね決定的な弱点だと思っています。公園作った。附属トイレがない。遊びに来た子どもたちが用を足す場所がなくて公園の隅に行って用を足すと。これは見た目にはいいもんじゃないですよ。で、男の子はまだいい。女の子はね、そりゃあ、なかなか抵抗があると思いますよ。ですからね、公園という名のものが付けば、そこへトイレを付けるのが、僕は常識だと思ってもらわないといけんと思っているんですけども、そういう考えはありますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど2番議員がおっしゃったよう、赤名についてはふれあい公園に既にトイレがありますが、かなり老朽化しておりますのでこの事業の中で改修を行う予定としております。

志々地区につきましては、さつき会館の隣接する土地ではありますが、さつき会館については土日閉館となっております。それで、地区の皆さまとご相談したところなんですけれども、その敷地内にあります縁会所ですね、今の。サロンを実施している建物、以前JAの建物ですかね。そちらのトイレが裏から鍵を開けておけば、ほかの部屋には入れないように、そういった仕組みになっておりまして、トイレの開放ができるということを確認しておりますので、そちらを使っていただけるような表示を設置するよう考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

すみません。公衆トイレの認識が全然違うと思うんですよ。公衆トイレっていうのは、いつでも誰でも使えるよというのが当たり前ですよ。で、そのトイレがないんです。道の駅はありますね。これだけです。他にはないです。ですからね、こういう整備をちゃんとしないと、いくら観光に来てくださいますかね、呼び込もうと思っても、トイレ行きたくてもトイレ行くところないじゃん、こうなった時に困りませんか。

ですから、そこらへんは考えてもらって、きちんと公衆トイレが整備がしてあるような、そういう町を目指していただきたいと思いますが、ただ、この子ども広場に限らずですね、飯南町来て、ちゃんとトイレも、きれいなというよりどこか行ったら1億円のトイレがありましたけども、そんなものは作らなくてもいいですよ。せっかく下水道も整備されておいてトイレさえ作れば繋げば済む話ですからね。ただ、後の維持費がかかります。だけど、住民の健康やら観光客の利便性とか考えればですね、ただ単に狭く考えて利用する人だけが使えればいいというんじゃないくて、その公園などに整備するものはいつでも誰でも使ってよということを基本にする必要があると思っていますけども、違います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の公衆トイレについての質疑でございます。住民課長答えますか。永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

2番議員がおっしゃるように、確かに公衆トイレというものはみなさんの利便性が高

いものでないといけないということは十分に承知をしておりますが、今回の子ども広場につきましては、既存の施設があるものはできるだけそれを活用した形で費用面を、費用的なところを少なくするというこも考えの中に入れておりましたので、それぞれ赤名、志々についてはこのような形で対応していきたいというふうに現在は考えております。今後の公衆トイレのあり方についてはですね、町全体のことということでもありますので、各事業進める中で先ほどのご意見については検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番、安部誠也ですが、公衆トイレでましたけど、ちょっと言わせてもらえば、出雲市なんか駅の南のウェルネスに入ったところ、公園があって、タクシーの運転手さんなんか、しょっちゅう利用してますし、北本町にもあるんですよ。それで、この子ども広場言われましたけども、ぼたん園行ったりもあるんでちょっと大きく広く考えていただいて、赤穴八幡宮上がったところに昔赤名と来島が合併した時に、赤名が建てた平和塔っていう、あのへんが町の施設なんですよ。その下、今日宮総代さんもおられるけど、隣に弓道場があって、その下のトイレがもう使えないトイレで、町のトイレなんですよ。それも一つ考えていただければと思います。遊具もいいですが、遊具の本当に危険性があるんで、危険のないような遊具を導入していただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 質問ですが、児童福祉費の中のことでございますので、そういう全体のところについては、またご意見を出す機会もあろうかと思えます。一部、答弁を求めたいと思いますが、永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほどのトイレのことについてはどのようなものかというのを確認しておきたいと思えます。遊具につきましては、一度意見交換会、11月のところで保護者の方とか子育て世帯のみなさんからご意見をいただきまして、設置しても使っていただければ意味がありませんのでしっかりと使っていただける遊具、それから安全性についても確認できるものを整備してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

またお尋ねいたしますが、今度は保健福祉課の方でございましょうか。65ページ、衛生費、保健衛生総務費の医療従事者確保対策事業ですが、1,180万円ですか。それぞれ対象者が列記してあります。これ看護師さんが、例えば看護師さんが学校出られて飯南病院へ帰られた。これ何年の縛りがあったんですかね。ちょっと確認させてください。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

医療従事者確保対策事業の助成金をもらって、学校を卒業したあと、すぐに就職をしていただいて4年間の勤務がございまして。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

一生懸命勉強していただいて4年間は勤めていただくと。その4年間というのが短いんじゃないかと私は思っております、本来の目的は、その資格を取っていただいて地元へ帰っていただいて、そこへずっと、要は定年まで勤めていただくというのが本来の趣旨であろうかと思っております。

4年ということであれば、何とか4年、大学出てとって26ですか、26で辛抱して、もう都会へ出るぞという方もおられるかもしれませんが、それはちょっとこの事業の趣旨と離れているのではないかと思っております、もう少し長いスパンで働いていただいて、その間にはいい人ができて結婚されて、地元へ落ち着くこともありましょし、本来の目的を達するためにはもう少し縛りの期間を長く設定されて、みなさんの税金を使って出させていただくんですからもう少し貢献していただくためにも、やはり長い縛りが必要ではないかと思っておりますが、執行部の意見はどうでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

確かに医療従事者を確保するためにこの事業を始めておまして、一番、学校を卒業して、いろいろなエピソードと言いますか、いろいろな事柄が起こる年齢になって就職するんですけれど、実際に長く縛りを設けることによって、今度は、そんなに長く縛られるのであればということで、最初の入り口がつかず可能性あるのかなというふうにも思っております、基本的には助成金をもらった期間だけ勤めていただくというの

が最初の事業設計です。ですので、まず最初に飯南町で働きたいということや、医療従事者を増やしたいという人を増やすことが大事かなと思っておりまして、そういう意味でこの事業の設計をしております。

ただ、残念なことにご結婚だとか、子育てとかで離職される方も確かに過去におられましたけれども、ただ少しでも飯南町で自分の力を発揮していただけたということについては感謝をしておりますし、そういう方ばかりでなく引き続き長く勤めていただいている方もいらっしゃいますので、そういう意味では飯南病院が魅力的な職場であり、長く働ける職場だということも改善しながら、そのへんは取り組んで行けたらいいかなというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

課長の趣旨はわかりました。なるべくならもう少し長い縛りがいいんじゃないかと思いますが、その入り口の門が狭くなるとおっしゃるんならば、それはそれでやむを得ないことかと思えます。

しかし、いろいろ改善していただくためにも、課題として、何が一番ふさわしいのかというのも、この費用対効果、せつかくお金を出して学校へ行っていただくのですから、もっと有効なことができないかということを含めて今後とも部内で話をさせていただきたいと思えます。

もう1点、この外国人学生支援ですが、5名とあります。これは概ね該当者がおられて、5名ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

介護現場では、喫緊の課題となっております介護福祉士人材の確保について、いろいろ事業者の方々も取り組んでいただいております。その中で外国人の雇用についてご相談をされている途中でありまして、5名程度のご希望を聞いておりましたので今回予算計上させていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

先ほど2点と言って、ちょっと横に行ってしまったんで、もう1点の方聞きますが、予算書59ページの障がい者福祉費の障がい福祉計画策定事業というもので、これ策定計

画というか策定のための委託料で出ているんですが、当然、障がい者の一人一人の計画策定をされるわけですけど、私が心配しているのは、計画策定で策定に終わってしまって結局その障がい者をどう今後社会の中で安心して暮らしていける状況を提供できるかということになるんだろうと思うんですが、つまりこの計画策定のところだけで終わってしまうとまったく絵に描いた餅で、実際に障がい者の方たちが、どういう場所でどういう生活をしていく、そしてその場所があってなお且つその人材がそこにあるということが担保されないと、まったく計画は作っただけで計画倒れに終わってしまうという私は心配をしておいて、そこらへんのこの計画策定は多分一人一人にあった、こういう支援が必要だということを作っていくんでしょうけど、その先はどういうふうに考えておられるのか伺います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。

先ほど議員さんからもありました計画策定支援業務委託。今回障がい者福祉計画策定事業であげておりますけども、これ自体が国の方から示されておるところもございまして、今、5年度で6年目が終わる長期の計画がございまして。また、その部分について目標値等設定しながら今後の状況見据えて、障がい者福祉計画を策定するよという国からの通達が来るんですけども、その中に状況的にはそのスパンを長くした方がいいんじゃないかとかいろんな話も出てきている中で、今まだ見えてきていないんですけども、今の障がい者の方が地域と暮らせるような、よりよい暮らしができるようなそういった方針を（聞き取り不能）もので飯南町の実態もどのようにあるかという形で検討していくものであります。

まだ詳しい内容はおりてきてないんですけども、計画の更新が見据えておりますので、そのあたり確認しながら飯南町の障がい者の方が地域にあった形で生活ができていけるような取り組み等を模索しながら、そのへんは考えていきたいと思っておりますので、またこの計画が進むようなところになりましたら随時報告もさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

一人一人のニーズというか、安心のために作って、もちろん本人もですけども、家族にとってもその計画があって将来的に障がいを持っていてもこういう施設で生活できる

とか、地域でこうやって生活できるとか、そういうことが担保されて初めて親御さんらも安心できるわけで、こういうことが必要ですという書面で言われてもまったく安心はできないわけですよ。将来に対して。

ですからそこらへんの部分もやはり計画ができてから作るんじゃないし、やはり今一番問題になってくるのがサービス管理者の問題ですよ。福祉をやっていくうえで、人材（聞き取り不能）サービス管理者というものがなかなか確保できないために、いろんなサービスが提供できないという状況もあるわけで、やはりこのへんの人材育成に対して時間がかかるものがあるわけです。特にサービス管理者経験年数も必要になってきますので、そういう意味でいうと早くからしっかりやっておかないと計画ができたけどやる人がいませんよという話になりかねない、ということをお心配しているので、そこらへんのことをやはり先のための人材をどう確保していくかということは考えておいていただきたいと、これは意見ですので答弁はいいです。

**○議長（早樋 徹雄）** 答弁はいりませんね。

質疑ですので、議員の皆さん方に申し上げたいと思いますが、一般会計当初予算に対する事項への質疑ですので、その点はきちんとわきまえて質疑をしていただきたいというふうに思います。

その中で、答弁されることがあります。あれば、なければいいですが。ありませんね。

それでは、近年にない質疑でして、1時間になりますのでここで次へいってもいけませんので休憩をいたします。15分間休憩をいたします。

#### 午後2時00分休憩

.....

#### 午後2時14分再開

**○議長（早樋 徹雄）** それでは本会議を再開いたします。引き続いて質疑を行いたいと思いますが、先ほど申し上げましたように質疑でございますので、意見については、また一般質問等あろうと思いますので、別のところでお願いをいたします。

それでは、次に、70ページの（款）農林水産業費（項）農業費から、83ページの（款）商工費（項）同じく商工費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 7番、景山議員。

**○7番（景山登美男）** はい。7番。

72ページの農林振興費の中で、事業名、農作物鳥獣被害防止事業ですけども、その中

で概要の資料の方で、実施隊とか奨励金とかいろいろありますが、その中の新規で動物残渣埋設処理場設置工事と、これイメージがわからないところがありまして、個別に3点になるかと思いますが、まず、この書き方としてクマ・豚熱個体残渣と、これだけ見るとクマと豚しかいけないのかなみたいな見え方がしますけど、説明の時にはシカが入ってたと思います。シカが入る入らないは別として、そもそも動物という中で、これとこれみたいな基本的な考え方があるのかということと、それから、残渣というものの定義とまでは言いませんがどういうものをイメージしておられるかということ。

そして、処理場がもう既に、地元説明とかいろいろあるうと思いますけども、大体そのもう固まったの（聞き取り不能）した提案であるのかと、この3点について説明をいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

動物残渣の埋設の処理場を新しく設けたいというものでございますが、こちらですね、いわゆる町が処分しないといけない有害鳥獣というのがございます。一つは、柵捕獲で捕らえたクマ、それから、ちょっとまだありませんけども、町内ではありませんが、豚熱の関係は、これからイノシシのですね豚熱のかかったイノシシ、これも町が処分しないといけないものです。それから、今、重点捕獲等でやっておりますシカですね。こういった重点捕獲で捕れたシカも町の方で処分しないといけないという状況です。

それで、今時点では、クマなんかは捕れた個体はペール缶といいまして、入れ物に、50リットルぐらいの入れ物がありまして、そこへ個体を分割して入れます。クマなんかはですね、4つ5つぐらいの入れ物に入れて焼却場で処分するんですけども、これがですね非常に個体をばらす手間がかかったりしてございまして、処理費ももちろんかかります。これをこれまでずっとそれでやっておるんですけども、今他の自治体なんかで共同の埋設場みたいなもの用意しまして、そこへ捕れたものを、最終的には埋めるんですけども、入れるというもようなものとかありまして、いろいろ検討した結果ですね、ばらばらで処理するよりもそういうふうな一定のところ処理の方がコスト面も労力面もメリットがあるということで、こういったものを作ろうと（聞き取り不能）してございます。

場所につきましては、今のところ基本的にこういったものは、人目に付かず人家に影響のないようなところで、作るというようなイメージでありまして、これが特定されますと、いろんな一般の不法投棄もございまして、一般的には非公開で設けるという考え方で今準備を進めております。基本ですね、町有地を中心に一応イメージは絞っておるんですけども、ちょっと公開につきましては、これは内々で進めたいと考えておりま

す。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

今の関連でございますけども、非公開ということですが、12月の町長の所信表明の時に、山口で豚熱が出たということでおっしゃいました。飯南町に豚の業者ですかね2つあって、数は把握しておりませんが、何頭ぐらいおるかわからないですけども、これは国とか県から示されると思うんですけども、仮にここで豚熱が出た場合に、今150万円の予算の中での処理が可能なのかな。その県とか国が示したところで違うことであるかもわかりませんが、そういったところはどうかと、ちょっとお答えお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

町内の養豚場から、豚ですが、発生した場合の処理でございますが、基本的にはですね、防疫措置には入っていくんですけども、町内には今8,000頭近くいると思いますが、その場合は町が主導ではなくて県の方が主導的にやって行きます。もう埋設するのも、その養豚場のここで埋設しましょうというすべて計画が決まっております。町ももちろん協力をしながらやっていくんですけども、そういう計画が別途ございます。今回のこの処理場につきましては、町で捕獲するような有害鳥獣の埋設場ということで計画をしております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

予算書72ページ、概要書32ページ、園芸振興対策事業の中の交流物産館産直野菜運搬車両更新（リース車両9月分）と書いてある分について伺います。

これは、具体的にいうと7月以降車両の更新をするということでリースで新しく調達をされるということでしょうか。また、そのリースだとしたらその期間をどのように考えられてのことなのかということをお伺いします。

それから、続いて予算書73ページ、概要書33ページ。リースハウス団地整備事業で

すけれども、上赤名・パプリカということですが、具体的にその（聞き取り不能）の場所と、それから利用者がある程度定まっているのかどうか、そこについてお伺いします。

それから予算書 78 ページ、概要書 37 ページ。新規事業で森林系管理制度推進事業の中に新規事業で森林就業者確保対策補助金がございます。これ具体的にどういう補助、どこに対してするのかご説明いただきたいと思います。

続いて、商工費までちょっと行かしてもらおうと、予算書 80 ページ、概要書 39 ページ。商業活性化重点支援事業の中に新規事業で地域通貨導入補助金というのがございます。これも、どういうものをどこに対して補助をするのかを教えてください。例えば、具体的に各事業所に対しての補助があるのか。それとも商工会に対して補助をするのか。カード会に対して補助をするのか。そういう具体的なところを教えてくださいというふうに思います。

それから予算書の 82 ページ、概要書の 40 ページ。観光施設維持管理事業の中に新規事業で宿泊観光施設の検討業務委託とあります。令和 2 年だったと思いますが、その事業自体を検討するのに外部委託して 500 万か 600 万くらいの費用を出して外部委託して検討したその結果を町政座談会で一旦出されているんだと思います。で、それに対して更に上積みで、上掛けしてこの業務委託を検討されるどころ、どこまでのことをお願いをされようとしているのか。以上お答えいただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

それでは、まず農林関係のご質問 3 点について説明します。まず、園芸振興対策事業の中の交流物産館産直野菜運搬車両の更新です。これは、i マルシェ号と言いまして、ラッピングしたトラックが週に 3 回ほど運搬で使っておりますが、非常に老朽化が激しくてですね、修繕にお金もかかってきております。それで実際にこれを新しい車両に更新を考えたんですが、なかなか今、トラックが手に入りにくい状況もあつたりしてですね、運営の中心になっている J A とかとも相談した結果、運ぶ量はそんなに大きな車両じゃなくてもできるということで、今、ハイエースのような車をリースでやれば、少しコストも抑えられるということで、切り替えようということで、今回この車両の更新をやっております。今、車検が満期で切り替えようということで、残り期間が今 9 か月分ほどリース代として今回計上させていただいております。

それから、リースハウス団地の整備事業につきましては、今ですね、来年度は上赤名の方に設置を予定しておりますが、新規就農者で今準備をしておられる、ちょっと具体的な名前出します、江嶋さんという方が就農を準備をしておられます。ちょうど場所的

には、中野さんのリースハウスを今年、もう整備しておりますが、そのすぐ近くのあたり、江嶋さんが今お住まいになられているご自宅の前ぐらいのところの圃場にパブリカを中心とした作付けで4棟の整備をするという計画を今しておられます。この江嶋さんのためのハウスの整備になります。

それから、3点目ですね、林業就業者の確保対策事業についてのご質問です。こちらですね、今町内で在住する林業就業者が非常に少ないということで来年度から新たに就業者を確保するような事業を考えております。内容としましては、町内に住居を構えて町内で事業を行う林業事業体。これはいろんな、例えば森林組合さんとか須佐チップさんとかたなべさんとか、そういったところがありますが、そういったところに就業されたら一定の支度金、それから業務の準備資金、いろんな敷材を購入するという資金を支援したいと思っております。1人当たり最大で60万円の支援を考えております。支度金が、内訳としては支度金が30万円、それから業務支援金として30万円の最大60万円の支援です。30万円につきましては、いろんな生活準備とかそういったものも含めてを考えておまして、定額の交付、それから業務準備の方はいろんな敷材で、いろんな他の支援制度もありますが、そういったものにあたらぬようなものを、あれば支援ができるというような予定です。それで、5年度につきましては、一応2名分ぐらいを想定しながら予算計上をさせていただいております。以上です。

#### ○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、地域通貨導入補助金について質問がありました。どういったものかということ、どこへの補助というところなんですけども、イメージ的にはどういったものかといいますと、近隣でいきますと美郷町で作っておられる「みさと。Pay」邑南町で作られている「おおなんさくらカード」ああいったイメージでポイントカードのイメージを町内に普及させたいというイメージです。現在、カード会の方で台紙にシールを貼るようなものをやっておられますけども、それをこういったカード化及びスマホでも導入できるような状況にしていきたいと思っております。

補助の相手先ですけども、現在のカード会から更に加盟店を増やすためにも、現在、カード会自体の事務局、商工会にありますので、商工会が主となってやっていただきたいということで、商工会の方への補助と想定しております。

続いて、質問いただきました観光維持管理業務の宿泊観光施設の検討業務の内容ですけども、令和2年度に公共施設の長寿命化計画を策定しております。その中で観光宿泊施設につきましてもあらかたの方向性、こうした方がいいんじゃないかということをごコンサルにより提示いただいております。

これまでの全協の中でも、町の方向性等々を打ち出しておりますけども、それらを詳しく具体化するために、若干前回いただいた提案よりも町の方針が違っておりますので、

具体的にその町の方針によって事業の改修内容ですとか、宿泊施設の規模感、そういったものを調査設計概算費用を算出するための費用として今回計上させていただいております。以上です。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。

再確認だけさせてください。森林従事者の補助金ですけれども、これについては町内在住者、あるいは町外の在住者、関わらずという範囲で考えておられるか。ということと、とりあえずそれだけお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

一応、まずは町内に既に住んでおられる方は対象です。それから、よそから入ってきて町内に住んでいただいて就業していただく方も対象になります。いずれにしても、就業後は必ず町内に住んでいただくということが、この取り決めになっております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

予算書の74ページですね。農業費の中で、畜産業費の新規でペレット堆肥製造機というところで、1,600万余り予算が上がっておりますが、堆肥センター、農協自体で買われたペレット製造機、今壊れたのがあると思うんですけども、これは発電機、重油をたいて自ら発電機を使って、発電しながらペレットを製造しているという機械だったんですけども、今回、この製造機はどのような形の電源をされるのか。細部が見えないのでそれを教えていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

堆肥センターのペレット製造機でございますが、今JAさんが自主的に以前整備していたという製造機と、それから発電機、ちょっと大きなものが屋外の方にありますが、今回のこの製造機につきましては、その屋外の発電機がなくても動けるものですので、

一般の電源を確保しながら製造にあたるということになっております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

82ページの商工費の中の観光費に、飯南町情報発信事業というのがございまして、その中に、販路拡大イベント委託事業ということで里山コミッションの方への委託事業というのは、大変申し訳ない、新規になってませんから今までもあったんじゃないかと思えます。そのこと聞いて申し訳ないんですが、販路拡大イベントということで、どのようなことを委託されてますでしょうか。また、される予定でしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

これまでも販路拡大イベントということで、今年もやっておりますし、昨年度もやっておりますけども、里山コミッションの方に委託して、今現在、町として行けてないですけども、世田谷区民まつりへの参加であったり、その他東京、大阪でのイベントの出店に対して町に代わって出店の方していただいている事業でございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

戻りますが、概要書の39ページ、地域通貨導入の件で、人件費等の補助とありますけれども、これは商工会さんが新しくどなたかを雇用されることに対する補助ということでいいかどうかの確認と、来年度は導入に対する補助ですが、次年度以降、その次ですね、6年度以降運営に関する補助なども必要になってくるのかどうか。お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

地域通貨導入人件費等補助につきましては、この地域通貨を導入するにあたって、新たに業務をやっていただくために商工会の1名分の人件費、新たな雇用になると思いま

す。それから年度以降、令和6年度以降の事業につきましては、この人件費等はあくまでも導入にあたっての人件費ですので、次年度以降はこれは発生しないものと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます

次に、83ページの（款）土木費（項）土木管理費から、89ページの（款）消防費（項）同じく消防費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

85ページの道路橋梁新設改良費の中で、新規として、町道芦原鋳物屋2号線、それから町道奥小田向線ですか、それぞれ測量設計業務、ちょっと書き方が違いますけども、あがってますけども、同じようなことをするのに1,100万余と100万みたいな、この金額の違い、内容が違うんだと思いますけども、どういう事情でこういうふうになっているんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7番議員よりご質問いただきました。町道芦原鋳物屋2号線につきましては、ある程度計画の路線が、この区間でこういう形というものを想定してまして、具体的な設計業務委託するというものでありまして、町道奥小田向線につきましては、エリアの中で、その中でどのような（聞き取り不能）を取るかというところをまず調査と概略設計を作成していただいて、その後に正式に整備する測量設計業務を、今回調査概略設計を作ったうえで検討して正式な測量設計業務はまた改めて出すというところで金額の差が生まれております。

○7番（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。

なんとなくわかりましたが、奥小田向線につきまして、おそらく改良を要望されているでしょうし、担当課としてもやる方向でももちろん予算化されているわけですので、ど

れほどの延長とか、どれほど難儀なことかわかりませんが、そうしたものは、そうした概略設計は（聞き取り不能）すぐできるんじゃないか、1年目に次のもう一つの具体的な設計の方までやられた方がいいんじゃないですか。難しいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7番議員のおっしゃられるようにですね、調査概略設計の方、出来上がりましたら次の段階に進めて整備の方、着手できるように進めていきたいというふうに思っております。当初段階では調査と概略設計の予算をもって、まずはここからスタートして進めてまいりたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

消防費、消防施設費で防火水槽移設整備がありますが、これはなんらかの理由があって埋設されるわけですが、その理由とは何かとお尋ねします。

そして、89ページですか、消防費、災害対策費で、衛生携帯電話使用料が計上されております。新規です。これは、台数は何台で何課に配置しておくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

ご質問いただきました防火水槽の移転でございますけども、町長の所信表明でもあったかと思っておりますけども、飯南高校の地域交流施設でございますけども、その建設予定地に防火水槽がございますので、それを近くのところに移転をしたいというふうに考えております。

もう一つ、衛星電話の使用料でございます。台数は、今2台を想定しております。災害があった時とかですね、携帯電話の通じない場所に現場に行くこともありますので、そういった時に利用したいというふうに考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

今の消防費のところ、災害対策費の管理不全空家等対策事業というところで、空き家対策会議の開催経費が計上されています。この対策会議そのものが、どういう中身でどういう検討されているのか。その結果としてどういう対応をとられるのか、これまでとられたのか。そこをお伺いしたい。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

空き家対策についてでございますけれども、現在、空き家対策の計画を策定しております。その計画策定にあたりまして、また変更にあたりまして、空き家対策会議を開催することになります。特定空家に指定する場合にそういった対策会議を開きまして特定空家に指定する必要がありますので、そういった事案が発生した場合には対策会議を開催する予定にしております。以上です。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

まず、そのスタート段階のところの空き家というものを、どういう形で対象にするか、町民の方からやってほしい、空き家として処分というか、対処してほしいとか、情報を寄せられた場合なのか、あるいは皆さん方が見ておって調査をして、これは対象だなみたいな形で会議をするのか、出発点がまずどういう形なのか、ということ。

さっき、計画で指定するということまでわかりましたが、指定したあとの措置はどういうふうにできるのか。会議でこうしたがいいとかいう方法論のところまで、撤去する方がいいとか、持ち主さんに適正に処理してもらおうというようなことを言えるのか、言わないのかわかりませんが、そのへんのことまで対策会議として言えるのか、次の指定の後はどうなるのか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

空き家の状況につきましては、令和2年に自治区長さまにお願いしまして、地域内の空き家をリストアップしていただいております。それに基づきまして令和3年に具体的

に空き家調査専門の方にその空き家を見ていただきまして、危険度を出していただいております。すぐに倒壊の恐れがあるとか、危険があるというような空き家については、所有者の方に撤去等改修等のお願いをしておりますけれども、現時点でそこまで危険な建物はないというふうに認識をしております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

消防費、非常備消防費で消火栓の修繕等とありますが、どこの消火栓でございましょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

（聞き取り不能）の修繕を予定しております消火栓につきましては、角井地区にある消火栓の修繕を予定しているところです。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、90ページの（款）教育費（項）教育総務費から、103ページの（款）予備費（項）予備費までで、質疑はありませんか

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

小学校、中学校ともですけれども、共通臨時管理費に小学校の屋根の雨漏りの対策、それから中学校の方は、防災シャッターの修繕ということでもありますけれども、そもそもそれを予算立てしてやるようなものなのか。本来は、発生したら即、臨時管理費を、要は今年度の臨時管理費でも対応すべきものではなかろうかと思うんですが、その状況が見えませんが現状どういう状態なのかを教えてくださいと思います。

○8番（安部 丘） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

来島小学校の屋根の修繕に係る件でございますが、こちらの方は昨年、教育経済常任委員会さんの方で視察をいただいたところですが、雨が大雨が降った時に徐々に水滴が体育館の中に入ってくるという状態でした。大量に雨が入ってくるという状態ではなかったんですけれども、新年度予算を緊急ではなく、新年度予算でもって対応することにしております。

この来島の屋根につきましては、以前に応急措置をしたこともあるんですけれども、やはり根本的な改修が必要というふうに判断しております。

それから中学校のシャッターの件ですけれども、これにつきましても、令和4年度の点検を受けまして不備があるということでしたけれども、緊急に対応するという、すごく緊急性があるというものではなく、次年度への修理ということで指摘を受けておりますのでこれに対応するものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

概要書の49ページ以降ですが、小学校と中学校の教育振興費の中で、特別支援教育サポーターというのが何名か予算がついておりますが、これ今まで、スクールサポーターという名前だったように思いますけれども、名前を変更するにあたって何か内容も変わることがあるのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

こちらの特別教育支援サポーターにつきましては、これまで特別教育支援サポーターという名称で当初導入をしてございました。これまでの経過の中で、スクールサポーターという呼び方も混同して使ってございましたけれども、そのへんはお詫びいたしますけれども、内容的には同様のものとして、特別支援教育サポーターとついておりますが、特別支援学級に在籍する児童生徒のみを支援する方ではなくて、学校において特別な支援を要する児童生徒のみなさんの支援をするためのサポーターというふうに想定しております。そのような職員でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

予算書の101ページ、概要書の55ページ、学校給食費でございますが、このたび給食の拡充をされております。その拡充される内容をお聞かせいただきたい。

○8番（安部 丘） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

学校給食魅力化事業でございますけれども、令和4年度に引き続きまして令和5年度におきましても、飯南町の季節を感じられるメニューの提供ということで、食材の想定といたしましては、奥出雲和牛、奥出雲和牛肉、それから飯南ポーク、それからうまいコメコンテストで受賞されたグランドマイスターのお米というものを給食に提供したいと考えております。

食材を提供する生産者への感謝ですとか、給食を作ってくださるスタッフへの感謝、そういうものを育んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、104ページ給与費明細書から最終113ページの債務負担行為に関する調書までで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで令和5年度飯南町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和5年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号、令和5年度飯南町病院事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、令和5年度飯南町下水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第1号、飯南町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号、飯南町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発委第1号、飯南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題

として、質疑を行います。なお、伊藤好晴議会運営委員会委員長は発言席までお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお戻りください。

○議長（早樋 徹雄） なお、この発委第1号につきましては、委員会付託を行わず、最終日に討論、採決とさせていただきます。

---

### 日程第3 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第1号、議案第2号、以上、18議案。

教育経済常任委員会は、議案第5号、議案第6号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第28号、議案第34号、議案第35号、以上、15議案。

予算特別委員会は、議案第24号、議案第29号、以上、2議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定しました。これで委員会付託を終わります。

---

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって散会いたします。なお、8日、9日は休会とし、本会議の再開は、10日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いいたします。

一般質問をされない方は、その旨報告をお願いをいたします。

たいへんご苦労さまでございました。

**午後3時03分散会**

---